

令和5年度 第3回 豊橋市障害者自立支援協議会 全体会

日時： 令和6年2月29日（木）

13:30～15:00

会場： あいトピア 多目的ホール

次第

- 1 会議開催状況について … 資料1

- 2 各専門部会の活動状況報告と協議事項について
 - (1) 生活支援専門部会 … 資料2-1
 - (2) 就労支援専門部会 … 資料2-2
 - (3) こども支援専門部会 … 資料2-3

- 3 基幹相談支援センター・委託相談支援事業の相談体制について … 資料3

- 4 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告について
 - (1) 虐待件数の推移について … 資料4-1
 - (2) 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告書 … 資料4-2

- 5 障害者福祉基本計画・障害者（児）福祉実施計画について
 - (1) 豊橋市障害者福祉基本計画（2024 - 2029）（案） … 資料5-1
 - (2) 第7期豊橋市障害者福祉実施計画（2024 - 2026）（案） … 資料5-2
 - (3) 第3期豊橋市障害児福祉実施計画（2024 - 2026）（案） … 資料5-3

- 6 令和6年度障害者自立支援協議会について
 - (1) 令和6年度障害者自立支援協議会体制（案） … 資料6-1
 - (2) 令和6年度障害者自立支援協議会スケジュール（案） … 資料6-2

○来年度開催予定

令和6年度 第1回全体会 令和6年5月

第2回全体会 令和6年9月

第3回全体会 令和7年2月

令和5年度 豊橋市障害者自立支援協議会 年間スケジュール

種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
全体会		25(木)				28(木)					29(木)		○全体会 3回
運営会議	19(水)	17(水)	21(水)		16(水)	11(月)	13(金)		20(水)	17(水)	21(水)	13(水)	○運営会議 10回
専門部会	生活		2(火)			6(水)					6(火)		○生活支援専門部会 3回
	就労		9(火)			29(火)					1(木)		○就労支援専門部会 3回
	子ども		10(水)			9(水)				23(火)			○子ども支援専門部会 3回
検討会	日サ支			27(木)					18(月)	30(火)			○日中サービス支援型GH検討会 3回
	人材										21(水)		○人材育成検討会 1回
	地域移行										20(火)		○地域移行促進ネットワーク検討会 1回
	大規模災害		19(金)			8(火)				29(月)			○大規模災害時の支援体制検討会 3回
	支就労		9(火) スキルアップ	13(火) スキルアップ		5(土) 事業所フェア		10(火) スキルアップ	14(火) 職業センターコラボ	12(火) スキルアップ		6(火)、23(金) スキルアップ	○就職支援スキルアップ検討会 8回
	医ケア		17(水) コーディネーター会			30(水) 検討会	28(木) コーディネーター会				29(月) コーディネーター会	11(月) 検討会	○医療的ケアに関する検討会 2回 ※コーディネーター会は随時
	ペアトレ支援	4(火)・14(金) 検討会		2(金)・31(金) 検討会	28(金) 検討会	31(金) 検討会	15(金)・29(金) ペアトレ	6(金)・20(金) ペアトレ	6(月) ペアトレ	1(金) ペアトレ事後フォロー			○ペアトレ支援体制検討会 6回 ※ペアレント・トレーニングは5回
計画策定			21(水)	12(水)	16(水)			15(水)		17(水)		○障害者・障害福祉計画策定検討会 5回	
連絡会	相談		事業所訪問 (委託+基幹)	19(水)PM							15(木)AM	事業所訪問 (福祉課+基幹)	○相談支援事業所連絡会 2回
	居宅			14(金)AM							9(金)PM		○居宅介護事業所連絡会 2回
	介生活			7(金)AM							8(木)PM		○生活介護事業所連絡会 2回
	GH			11(火)PM							7(水)PM		○共同生活援助事業所連絡会 2回
	入所			14(金)PM							14(水)PM		○入所・短期入所事業所連絡会 2回
	子ども		親子支援プログラム 18(木)・23(火)		11(火)AM		専門職講座 (PT/OT/ST/CP)					14(木)AM	○子ども通所支援事業所連絡会 2回 ○児童通所支援職員向け講座 2回 ○専門職講座 4回

令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会組織図

豊橋市障害者自立支援協議会

障害者福祉計画策定会議

障害者福祉計画策定会議幹事会

意見

情報

全体会

関係機関への報告、方向性検討の場

運営会議

運営を円滑に行うための事前調整の場

豊橋市相談支援包括化推進会議

福祉政策課主管の重層的支援体制に向けた検討の場

障害者権利擁護ネットワーク会議

障害者差別解消法地域支援協議会及び障害者虐待防止法に基づくネットワークを兼ねて設置

専門部会

主要な3つの課題に専門性に特化し、①相談に係る生活支援、②日中活動に係る就労支援、③児童サービス全般に係るこども支援に対して協議・検討を行う場

生活支援専門部会

就労支援専門部会

こども支援専門部会

事業所連絡会

事業所への周知・啓発・協力依頼の場

相談支援事業所連絡会

居宅介護事業所連絡会

生活介護事業所連絡会

共同生活援助事業所連絡会

入所・短期入所事業所連絡会

こども通所支援事業所連絡会

協力依頼
情報

検討依頼
報告

事務局

全ての会議議題の調整
ニーズのカテゴリライズ

情報

協力依頼

ニーズの吸い上げ

個別課題検討会

個別課題に対して協議検討を行う場

日中サービス支援型GH検討会

人材育成検討会

地域移行促進ネットワーク検討会

大規模災害時の支援体制検討会

就職支援スキルアップ検討会

医療的ケアに関する検討会

ペアトレ支援体制検討会

障害者・障害福祉計画策定検討会

進路相談会

個別支援会議

療育関係者連絡会議

事業所要望

当事者要望

家族会要望

ニーズ調査結果

は自立支援協議会の会議体ではない。

令和5年度 豊橋市障害者自立支援協議会開催日一覧

令和6年2月20日 時点

No	開催/予定	日程	種別	開催形式	時間	議題
1	開催	4月4日(火)	ペアトレ支援体制検討会(第1回)	ほっとびあ	13:30~15:00	・ペアレント・トレーニングの日程・内容 ・今後の方向性
2	開催	4月14日(金)	ペアトレ支援体制検討会(第2回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	13:30~15:00	・あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ
3	開催	4月19日(水)	運営会議(第1回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	13:30~15:00	・各会議の開催予定・開催報告 ・令和5年度の組織図及びスケジュール ・GW期間における緊急対応 ・生活支援専門部会の予定内容 ・各事業所ケース報告
4	開催	5月2日(火)	生活支援専門部会(第1回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	13:30~15:00	・会長の選任 ・令和5年度の自立支援協議会の体制 ・令和5年度の自立支援協議会のスケジュール ・令和5年度生活支援専門部会の取組
5	開催	5月9日(火)	就職支援スキルアップ検討会(第1回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	13:30~14:30	・今年度の年間活動計画と活動内容 ・就職支援スキルアップ検討会 ・就労アセスメント ・障害福祉サービス事業所フェアの開催
6	開催	5月9日(火)	就労支援専門部会(第1回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	15:00~16:00	・今年度の年間活動計画と活動内容 ・就職支援スキルアップ検討会 ・就労アセスメント ・障害福祉サービス事業所フェアの開催
7	開催	5月10日(水)	こども支援専門部会(第1回)	あイトピア	14:00~15:00	・令和4年度のふりかえり ・令和5年度のこども支援専門部会の活動
8	開催	5月17日(水)	医療的ケア児等コーディネーター会(第1回)	ほっとびあ	10:00~11:30	・各コーディネーターの近況報告及びケースの情報共有 ・医療的ケア児者の状況把握について ・医療的ケア児者移動支援事業について
9	開催	5月17日(水)	運営会議(第2回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	13:30~15:00	・各会議の開催予定・開催報告 ・全体会資料(案) ・事業所訪問の調査票(案) ・各事業所ケース報告
10	開催	5月18日(木)	児童通所職員向け講座(第1回)	あイトピア	9:30~11:30	・「親子支援プログラム」を児通所支援事業所を対象に講義
11	開催	5月19日(金)	大規模災害時の支援体制検討会(第1回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	13:30~15:00	・大規模災害時を想定した訓練 ・防災に関する研修 ・大規模災害マニュアル(風水害対応)作成 ・新型コロナウイルス感染症に係る情報共有
12	開催	5月23日(火)	児童通所職員向け講座(第2回)	あイトピア	9:30~11:30	・「親子支援プログラム」を児通所支援事業所を対象に講義
13	開催	5月25日(木)	全体会(第1回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	13:30~15:00	【令和4年度評価・実績報告】 ・障害者福祉基本計画の評価 ・障害者福祉実施計画及び障害児福祉実施計画の実績報告 【令和5年度体制・計画】 ・令和5年度の自立支援協議会の体制及びスケジュール ・令和5年度の各専門部会の活動状況報告と協議事項
14	開催	6月2日(金)	ペアトレ支援体制検討会(第3回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	15:00~16:30	・あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ
15	開催	6月13日(火)	就職支援スキルアップ検討会(第2回)	現地(市内)	9:50~15:00	・事業所見学会
16	開催	6月21日(水)	運営会議(第3回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	13:30~15:00	・各会議の開催予定・開催報告 ・日中サービス支援型グループホーム検討会の開催について ・相談支援事業所連絡会の内容検討 ・各事業所ケース報告
17	開催	6月21日(水)	障害者・障害福祉計画策定検討会(第1回)	ほっとびあ+Web会議(ZOOM)	15:00~16:00 ※運営会議終了後	・障害者・障害福祉計画策定検討会の開催予定について ・第7期障害者福祉実施計画及び第3期障害児福祉実施計画の策定スケジュールについて ・障害者福祉基本計画と障害者(児)福祉実施計画の位置付け
18	開催	6月30日(金)	ペアトレ支援体制検討会(第4回)	Web会議(ZOOM)	16:00~17:00	・あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ
19	開催	7月7日(金)	生活介護事業所連絡会	さくらピア3階大会議室	9:30~11:00	・令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制について ・障害者支援施設等災害時情報共有システムについて ・グループワーク(豪雨災害を受けて当日の対応方法とこれから改善すべき点について) ・強度行動障害のある方の受け入れ事例について
20	開催	7月11日(火)	こども通所支援事業所連絡会	あイトピア3階研修室	10:00~11:30	・令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュールについて ・障害者支援施設等災害時情報共有システムについて ・事業所同士の情報交換(グループワーク) ○6月2日豪雨時の事業所対応について ○新型コロナウイルス感染症第5類移行後の対応について
21	開催	7月11日(火)	共同生活援助事業所連絡会	あイトピア3階研修室	13:00~14:30 1/4	・令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制について ・障害者支援施設等災害時情報共有システムについて ・(グループワーク)災害時におけるハザードマップの重要性・事業所での対応方法・情報共有について ・(グループワーク)虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会等の役割や運営の状況など情報共有

No	開催/予定	日程	種別	開催形式	時間	議題
22	開催	7月12日(水)	障害者・障害福祉計画策定検討会(第2回)	ほっとびあ	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期障害者(第3期障害児)福祉実施計画の成果目標案 ・サービス見込量の推計方法とアンケート実施等の概要について ・事業所アンケート調査票の内容について
23	開催	7月14日(金)	居宅介護事業所連絡会	あいトピア3階研修室	9:30～11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制について ・障害者支援施設等災害時情報共有システムについて ・(グループワーク)災害時におけるハザードマップの重要性・事業所での対応方法・情報共有について
24	開催	7月14日(金)	入所・短期入所事業所連絡会	あいトピア3階研修室	13:00～14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制について ・障害者支援施設等災害時情報共有システムについて ・(グループワーク)今回の豪雨災害を受けて事業所でのBCPの検討 ・コロナ5類移行に伴う対応状況について
25	開催	7月19日(水)	相談支援事業所連絡会	あいトピア3階多目的ホール	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュールについて ・障害者支援施設等災害時情報共有システムについて ・各事業所連絡会の内容について ・事業所同士の情報交換テーマ別グループワーク
26	開催	7月27日(木)	日中サービス支援型GH検討会(第1回)	Web会議(ZOOM)	10:00～10:30	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告及び評価
27	開催	7月28日(金)	ペアトレ支援体制検討会(第5回)	Web会議(ZOOM)	16:00～17:15	<ul style="list-style-type: none"> ・あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ
28	開催	8月5日(土)	事業所フェア ※就職支援スキルアップ検討会(第3回)	ほいっぷ	13:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・日中系活動サービス事業所ブースでの事業所紹介 ・障害基礎年金学習会DVD視聴 ・事業所紹介動画視聴
29	開催	8月8日(火)	大規模災害時の支援体制検討会(第2回)	ほっとびあ	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所連絡会における災害時アンケート結果について ・担当ブロックについて ・災害時オープンチャットの活用について ・防災に関する研修について
30	開催	8月9日(水)	こども支援専門部会(第2回)	あいトピア2階ボランティア活動室		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度こども支援専門部会の活動報告について (1)児童通所職員向け講座 (2)こども通所支援事業所連絡会 (3)ペアトレ支援体制検討会 (4)療育関係者連絡会議療育関係 (5)第3期豊橋市障害児福祉実施計画第3期豊橋市障害児福祉実施 ・令和5年度協議事項の達成状況について ・情報共有・検討内容について (1)つながるシート等に関するアンケート結果 (2)不登校児に対する各機関の対応
31	開催	8月16日(水)	運営会議(第4回)	ほっとびあ	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・各会議の開催予定・開催報告 ・令和5年度第3回運営会議の意見を踏まえた対応について ・生活支援専門部会全体会議報告用シートについて ・障害者虐待防止に係る事業所訪問の日程調整について ・地域生活支援拠点の評価方法の協議について(評価ポイントの内容確認について) ・各事業所からのケース報告
32	開催	8月16日(水)	障害者・障害福祉計画策定検討会(第3回)	ほっとびあ	15:00～16:00 ※運営会議終了後	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所アンケート調査票の内容について(確定)
33	開催	8月29日(火)	就労支援専門部会(第2回)	ほっとびあ	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の就職実績、工賃支払実績等 ・就労支援専門部会の上半期取組内容(実績) ・就職支援スキルアップ検討会の報告 ・第7期豊橋市障害者福祉実施計画について
34	開催	8月30日(水)	医療的ケアに関する検討会(第1回)	あいトピア3階研修室	13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児者移動支援の対応について ・医療的ケア児の状況について ・医療的ケア児を取り巻く課題について
35	開催	8月31日(木)	ペアトレ支援体制検討会(第6回)	Web会議(ZOOM)	16:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ
36	開催	9月6日(水)	生活支援専門部会(第2回)	ほっとびあ	10:00～11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援専門部会全体会議報告用シートについて ・第7期障害者福祉実施計画及び第3期障害児福祉実施計画について
37	開催	9月6日(水)	専門職種講座 (①言語聴覚士)	保健所	10:00～11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの発達について ～コミュニケーションの力を伸ばすために～
38	開催	9月11日(月)	運営会議(第5回)	ほっとびあ	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議報告用シートについて ・障害者虐待防止に係る事業所訪問の実施について ・地域生活支援拠点の評価ポイントの明確化について ・各事業所からのケース報告
39	開催	9月15日(金)	ペアレントトレーニングプログラム(第1回)	ほっとびあ	10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市ペアレントトレーニングプログラム
40	開催	9月28日(木)	医療的ケア児等コーディネーター会(第2回)	ほっとびあ	10:00～11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース報告、情報共有

No	開催/予定	日程	種別	開催形式	時間	議題
41	開催	9月28日(木)	全体会(第2回)	市役所会議室	13:30～15:00	・会議開催状況について ・各専門部会の活動状況報告と協議事項について ・医療的ケア児者移動支援事業の進捗状況について ・障害者施設における一般就労への移行状況について(令和4年度実績) ・障害者福祉基本計画・障害者(児)福祉実施計画の進捗状況について
42	開催	9月29日(金)	ペアレントトレーニングプログラム(第2回)	ほっとびあ	10:00～12:00	・豊橋市ペアレントトレーニングプログラム
43	開催	10月4日(水)	専門職種講座 (②臨床心理士)	保健所	10:00～11:30	・特性理解と子どもに合わせた支援
44	開催	10月6日(金)	ペアレントトレーニングプログラム(第3回)	ほっとびあ	10:00～12:00	・豊橋市ペアレントトレーニングプログラム
45	開催	10月10日(火)	就職支援スキルアップ検討会(第4回)	豊川特別支援学校	13:30～15:00	・校務補助員として就職された方の職場見学、座談会
46	開催	10月13日(金)	運営会議(第6回)	ほっとびあ	13:30～15:00	・各会議の開催予定・開催報告 ・地域生活支援拠点の評価ポイントの明確化について ・各事業所からのケース報告 ・その他
47	開催	10月20日(金)	ペアレントトレーニングプログラム(第4回)	ほっとびあ	10:00～12:00	豊橋市ペアレントトレーニングプログラム
48	開催	11月1日(水)	専門職種講座 (③理学療法士)	保健所	9:30～11:30	肢体不自由児の動きを支援する ～歩行獲得までの運動発達と身辺介助～
49	開催	11月6日(月)	ペアレントトレーニングプログラム(第5回)	ほっとびあ	10:00～12:00	豊橋市ペアレントトレーニングプログラム
50	開催	11月14日(火)	就職支援スキルアップ検討会(第5回)	カリオンビル	11:00～13:00	福祉サービス事業所交流会
51	開催	11月14日(火)	就職支援スキルアップ検討会(第6回)	カリオンビル	13:30～15:00	職業センター研修
52	開催	11月15日(水)	障害者・障害福祉計画策定検討会(第4回)	ほっとびあ	13:30～15:00	・事業所アンケート・家族会ヒアリング調査・当事者アンケートの結果について ・実施計画の素案について
53	開催	12月1日(金)	ペアレントトレーニングプログラム(事後フォロー)	ほっとびあ	10:00～12:00	豊橋市ペアレントトレーニングプログラム
54	開催	12月6日(水)	専門職種講座 (④作業療法士)	保健所	10:00～11:30	身体づくりにつながる遊びについて
55	開催	12月18日(月)	日中サービス支援型GH検討会(第2回)	Web会議(ZOOM)	9:30～11:30	事業報告及び評価
56	開催	12月26日(火)	運営会議(第7回)	ほっとびあ	13:30～15:00	・各会議の開催予定・開催報告 ・令和6年1月以降の体制について ・基幹相談支援センター人材育成計画について ・安心生活支援事業(体験利用)の候補先について ・各事業所からのケース報告
57	開催	1月17日(水)	運営会議(第8回)	ほっとびあ	13:30～15:00	・各会議の開催予定・開催報告 ・令和6年1月以降の体制について ・虐待防止訪問の総括及び今後の方向性について ・生活支援専門部会・全体会に向けて ・安心生活支援事業(体験利用)の候補先について ・各事業所からのケース報告
58	開催	1月17日(水)	障害者・障害福祉計画策定検討会(第5回)	ほっとびあ	15:00～15:30	・実施計画最終案について
59	開催	1月23日(火)	こども支援専門部会(第3回)	あいトピア3階研修室	14:00～15:00	・令和5年度こども支援専門部会の活動報告について ・令和5年度協議事項の達成状況について ・こども発達支援ガイドについて ・学齢期保護者のこども支援専門部会参加について
60	開催	1月29日(月)	医療的ケア児等コーディネーター会(第3回)	ほっとびあ	10:00～11:30	・こども保健課での医療的ケア児の関わり ・医療的ケア児等アドバイザー事業について ・各コーディネーターの近況方向及びケースの情報共有
61	開催	1月29日(月)	大規模災害時の支援体制検討会(第3回)	ほっとびあ	13:30～15:00	・障害福祉サービス事業所向けBCP作成研修の報告 ・大規模災害時における相談支援体制のための担当ブロックについて ・災害時オープンチャットの活用について ・防災に関する研修について
62	開催	1月30日(火)	日中サービス支援型GH検討会(第3回)	Web会議(ZOOM)	9:30～11:30	事業報告及び評価

No	開催/予定	日程	種別	開催形式	時間	議題
63	開催	2月1日(木)	就労支援専門部会 (第3回)	ほっとぴあ	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援専門部会の取組内容(実績) ・就職支援スキルアップ検討会の報告 ・来年度の予定について
64	開催	2月6日(火)	生活支援専門部会 (第3回)	ほっとぴあ	10:00～11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度実績及び次年度目標について ・基幹相談支援センター及び委託相談支援事業の体制の見直しについて ・第7期障害者福祉実施計画及び第3期障害児福祉実施計画について ・虐待防止訪問の総括及び今後の方向性について
65	開催	2月7日(水)	共同生活援助事業所 連絡会	あイトピア	13:00～14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について ・各連絡会の在り方について ・利用者から受け取れる金銭について ・グループワーク(BCP作成完成を目指そう！)
66	開催	2月8日(木)	生活介護事業所連絡 会	あイトピア	13:00～14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について ・各連絡会の在り方について ・グループワーク(各事業所のBCPについて)
67	開催	2月9日(金)	居宅介護事業所連絡 会	あイトピア	13:00～14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について ・各連絡会の在り方について ・グループワーク(能登半島地震を受けて、人材確保)
68	開催	2月13日(火)	就職支援スキルアッ プ検討会(第7回)	ほっとぴあ	13:30～15:00	愛知障害者職業センター豊橋支所による就労支援モデル事例の発表
69	開催	2月14日(水)	こども通所支援事業 所連絡会	あイトピア	9:30～11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの連絡事項 ・東三河児童・障害者相談センター、ココエールからの連絡事項 ・次年度に向けて連絡会代表選出について ・グループワーク(能登の震災を受けて)
70	開催	2月14日(水)	入所・短期入所事業 所連絡会	あイトピア	13:00～14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について ・各連絡会の在り方について ・グループワーク(能登半島地震を受けて、短期入所状況)
71	開催	2月15日(木)	相談支援事業所連絡 会	あイトピア	10:00～11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について ・各事業所連絡会の内容報告 ・人材確保について(ミニ講座) ・グループワーク(事業所同士の情報交換、BCP作成)
72	開催	2月20日(火)	地域移行促進ネット ワーク検討会	ほっとぴあ	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の豊橋市障害者自立支援協議会について ・豊橋市障害者福祉実施計画について ・地域移行・地域定着支援利用者数の推移について ・安心生活支援事業の実績について ・日中サービス支援型共同生活援助に係る情報提供について ・報酬改定について
73	予定	2月21日(水)	運営会議(第9回)	ほっとぴあ	13:30～15:00	未定
74	予定	2月21日(水)	人材育成検討会	ほっとぴあ	15:00～15:30	未定
75	予定	2月23日(金)	就職支援スキルアッ プ検討会(第8回)	市役所講堂	13:00～15:00	就労移行支援事業所プレゼンテーション大会
76	予定	2月29日(木)	全体会(第3回)	あイトピア多目的ホール	13:30～15:00	未定
77	予定	3月11日(月)	医療的ケアに関する 検討会(第2回)	ほっとぴあ	13:30～15:00	未定
78	予定	3月13日(水)	運営会議(第10回)	ほっとぴあ	13:30～15:00	未定

【令和5年度子ども支援専門部会(全体報告用)】

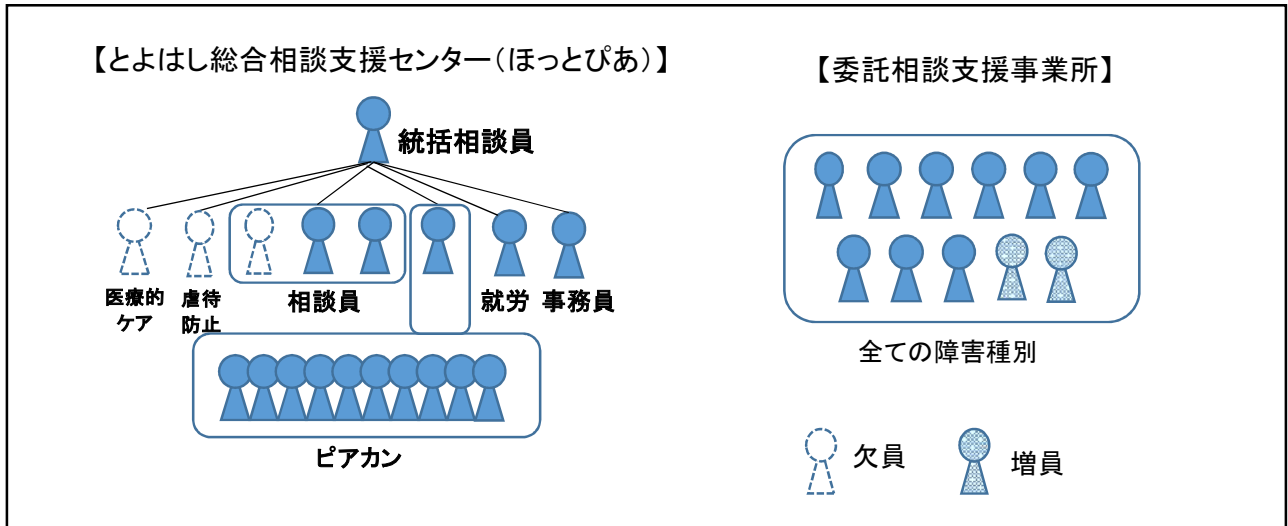
【達成度】 A:達成 B⁺:進捗予定以上、B:進捗予定どおり、B⁻:進捗予定以下 C:未実施 D:実施困難(取組み中止)

番号	令和5年度(子ども支援専門部会)								令和6年度(子ども支援専門部会)				関連する計画等									
	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	取組内容(実績)	達成度	達成度の理由と今後の課題について	次年度取組方針	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	豊橋市障害者福祉基本計画 2018~2023			第6期豊橋市障害者福祉実施計画 第2期障害児福祉実施計画 2021~2023						
													基本目標	基本施策	取組内容 主要事業	該当 頁	大 項目	中 項目	小 項目	該当 頁		
1	【継続】ペアレント・トレーニングなどの家族を支える支援講座の実施と、支援体制の構築の検討	発達障害児の増加とともに通所事業所の利用児は年々増加している。家族の支援力を高め、家庭でより肯定的に育児ができるような支援が必要である。	障害児や、子どもの発達に不安のある保護者が発達障害の特性を理解し効果的な対応を知ることができる。	ペアレント・トレーニングを行う。 継続的な支援体制を検討する。	【上半期】 ○第1~5回のペアレント・トレーニングで今年度実施するペアレント・トレーニングについて事前の打ち合わせを行った。 ○来年度も継続して実施する体制について協議した。 【下半期】 ○全5回のペアレント・トレーニング、フォローを実施。 ○来年度以降も継続して実施していくための体制を検討。来年度実施に向けて日程、対象、役割を決定した。	B	【理由】 計画に掲げた内容を実行できている。 【課題】 ・来年度以降も継続していくために、児童発達支援センターが実施していくことは決まっているが、どのように各センターで実施していくかの協議が必要であり、下半期に検討を予定している。	継続	【継続】ペアレント・トレーニングなどの家族を支える支援講座の実施と、児童発達支援センターが地域の中核的役割を担うため、主体となり支援が行うことができる体制の構築の検討	発達障害児やその傾向のある児は年々増加している。家族の支援力を高め、家庭でより肯定的に育児ができるような支援が必要である。	障害児や、子どもの発達に不安のある保護者が発達障害の特性を理解し効果的な対応を知ることができる。	ペアレント・トレーニングを行う。継続的な支援体制を検討する。	II	1	(1)	①障害児のいる家庭への支援	58	II	1	(2)	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ②発達障害児(者)を支える支援の推進	2・4
2	【継続】障害児通所支援事業所の支援の質の向上	支援者の知識や熟練度により、支援の質に差がある。	児童通所職員向け講座や専門職種の取得と理解の促進により、児童や保護者、職員も安心して支援に取り組める支援力の向上を目指す。	児童通所職員向け講座や専門職種の講座を企画し、事業所での支援の質の向上を目指しつつ、事業所の抱える課題やニーズの高い内容に焦点をあてる。また、多くの事業所の参加を促し参加者を増やすとともに、満足度の高い講座を提供し、事業所の支援の質を高める	【上半期】 ○児童通所職員向け講座(5/18、5/23)にて特性のある児への関わりにおいて基本的な考え方である“親子支援プログラム”の勉強会開催。実施アンケートより参加者の8割以上が興味深い内容だったと回答。 ○第1回こども通所支援事業所連絡会(7/11)を開催。事業所間で悩みや情報の交換を行う中で、事業所の抱える問題の吸い上げを行った。 【下半期】 ○全4回の専門職種講座を開催(言語訓練・臨床心理・理学療法・作業療法)	B	【理由】 計画に掲げた内容を実行できている。 【課題】 ・全く参加しない事業所があり、講座や連絡会への参加率が伸びていないので、事業所側のニーズの把握や開催周知の方法について検討する必要がある。	継続	【継続】障害児通所支援事業所の支援の質の向上	支援者の知識や熟練度により、支援の質に差がある。	児童通所職員向け講座や専門職種の講座の取得と理解の促進により、児童や保護者、職員も安心して支援に取り組める支援力の向上を目指す。	児童通所職員向け講座や専門職種の講座を企画し、事業所での支援の質の向上を目指しつつ、事業所の抱える課題やニーズの高い内容に焦点をあてる。また、多くの事業所の参加を促し参加者を増やすとともに、満足度の高い講座を提供し、事業所の支援の質を高める	II	1	(1)	豊橋市障害者自立支援協議会の障害児支援機能の強化	58	III	1	(3)	サービス確保に向けて	7
3	【継続】事業所と関係機関との連携による支援体制の強化	事業所同士の連携体制は構築されつつあるものの、新規指定の事業所等もあるため随時の連携が必要	事業所の関係機関の役割把握と事業所同士の連携の強化	連絡会等にて関係機関の役割を改めて把握すると共に、事業所同士が話し合う時間を設けて連携を強化する。特別支援連携協議会とも協力し、学校と事業所が情報を共有できる機会を増やす。	【上半期】 ○第1回療育関係者連絡会議(5/11)を開催し、各機関の利用状況等を共有した。 ○第1回こども通所支援事業所連絡会(7/11)で話し合いのグループを地域で分け、災害時の対応など事業所の悩み、情報の交換を行った。 ○第1回こども通所支援事業所連絡会にて学校との連携における「つながるシート」、「連携シート」の利用状況調査を実施。 ○こども支援専門部会(8/9)にて不登校児の各関係機関の対応について情報共有を行った。 【下半期】 ○こども通所支援事業所交流会を開催(12/15)し、25事業所25名が参加。各事業所が悩みや課題の情報を共有した。	B	【理由】 計画に掲げた内容を実行できている。 【課題】 ・つながるシート等の利用状況調査の結果で「記入の時間を取るのが難しい」、「送迎時に口頭で先生と情報共有ができていない」などの理由により利用率が低かったため、今後の運用について検討していく必要がある。 ・登校渋りや不登校傾向のある児の相談先について相談支援事業所や障害児通所支援事業所に情報が行き届いていないため、周知する必要がある。	継続	【継続】事業所と関係機関との連携による支援体制の強化	事業所同士の連携体制は構築されつつあるものの、新規指定の事業所等もあるため随時の連携が必要	事業所との関係機関の役割把握と事業所同士の連携の強化	連絡会等にて関係機関の役割を改めて把握すると共に、事業所同士が話し合う時間を設けて連携を強化する。特別支援連携協議会とも協力し、学校と事業所が情報を共有できる機会を増やす。	II	1	(1)	③療育関係機関等との連携	58	III	1	(3)	サービス確保に向けて	7
4	【新規】第3期豊橋市障害児福祉実施計画の検討	第3期(2024~2026年)の計画を令和6年3月公表予定	実態に即した2024~2026年の計画値を設定	サービスの利用見推計等を検討する	【上半期】 ○策定検討会の実施 ○サービス利用推計値の作成 ○事業所向けアンケートの実施 【下半期】 ○豊橋市障害児福祉実施計画の策定・アンケートやパブリックコメント等、広く意見を聴いたうえで計画の策定を進めた。	B	【理由】 計画に掲げた内容を実行できている。 【今後の予定】 ・事業所向けアンケートの結果と、作成したサービス利用推計値の整合性のチェックを行う。	完了								全て				全て		

基幹相談支援センター・委託相談支援事業の相談体制について

1 令和6年1月以降における新体制について

豊橋市では、相談支援体制の更なる強化のため、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業の体制について見直しを図り、プロポーザルにより事業者を選定しました。令和6年1月以降における基幹相談支援センター及び委託相談支援事業の体制は以下のとおりです。



【とよはし総合相談支援センター（ほっとぴあ）】

職名	所属	氏名
統括相談員	相談支援センタービリーブ	鈴木 陽一郎
相談員	相談支援センタービリーブ	島 久美子
相談員	相談支援事業所すばる	浅井 路子
就労チーフコーディネーター	豊橋障害者(児)団体連合協議会	鈴木 佐和子
相談員（ピアカン）	豊橋障害者(児)団体連合協議会	瀬戸 直美
事務員	相談支援センタービリーブ	河合 佳誉子

【委託相談支援事業所】

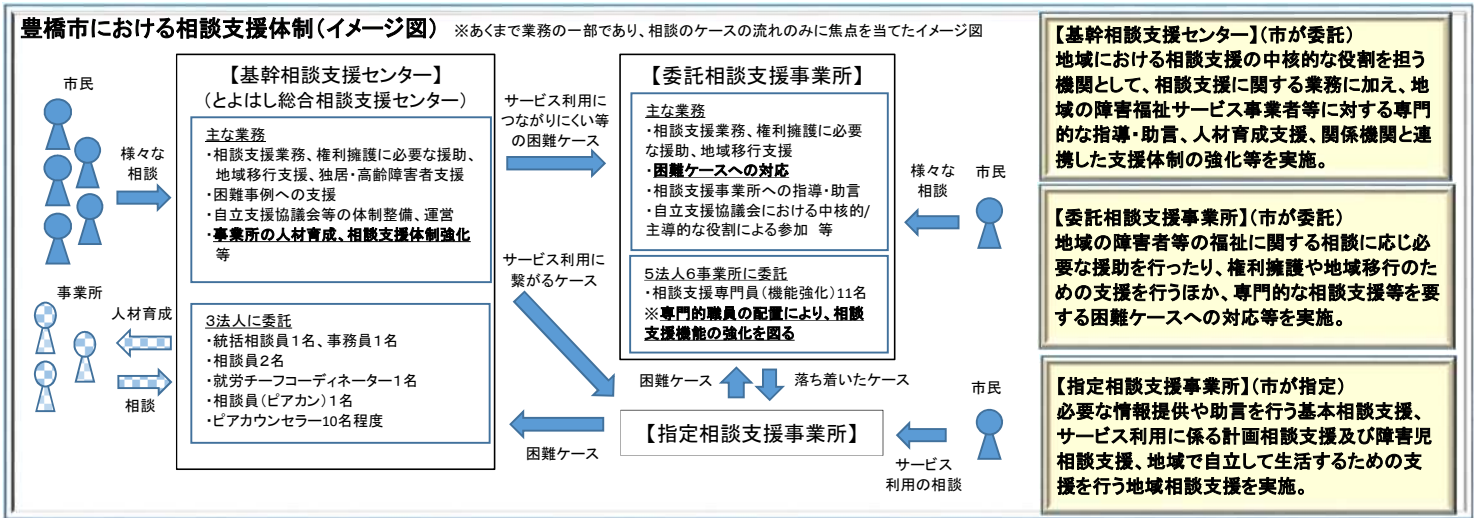
事業所名	氏名	氏名	氏名	氏名
あかね荘障害者生活支援センター	鈴木 巳浦	木村 冬美	曾田 美沙子	佐宗 高良
たまも荘障害者生活支援センター	鳥居 浩平	玉城 琴子	河合 妙子	
生活支援センターさざなみ	中住 正紀	瀧 久仁	杉本 寛	
発達・就労相談支援センターFLAT	岡田 知子	間瀬 朋美	中村 友紀子	
相談支援センター木もれ陽 (豊橋あゆみ学園)	阿部 雅伸	鈴木 佳保里	山口 道成	
相談支援事業所アイリス	河野 文香	都築 千晴		
	柴田 圭吾	川端 知美	千田 マユミ	

※新設した医療的ケア児等支援マネージャー及び虐待防止相談員はプロポーザル参加者がいなかったため、運営会議や検討会での議論を踏まえ、仕様等の見直しを検討したうえで令和6年度に再募集する予定。

名称	目的	役割
医療的ケア児等支援マネージャー	医療的ケア児者への支援について強化を図るため	医療的ケア児者及びその家族の相談支援、医療的ケア児者の支援に係る事業所への助言、医療的ケア児者の把握と進捗管理、医療的ケアに関する研修の開催、自立支援協議会の運営等
虐待防止相談員	障害者虐待防止センターの機能強化	障害者虐待の通報への対応、事実確認、虐待対応コアメンバー会議の開催、虐待防止に関する事業所への助言や指導、権利擁護・虐待防止研修の実施等

2 委託相談支援事業の体制見直し案について

(1) 豊橋市における相談支援体制について



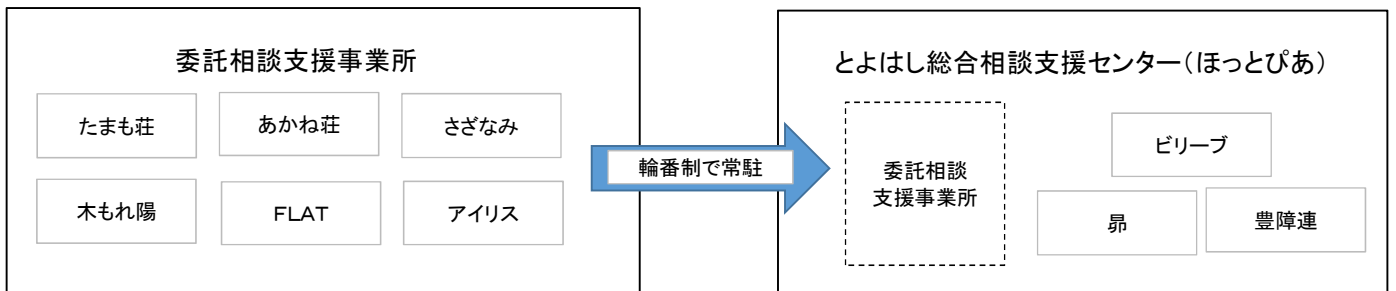
(2) 現状における課題について

- 【課題】**
- ①市が委託している相談支援事業における市民からの相談が、基幹相談支援センター(とよはし総合相談支援センター)に集中してしまい、基幹相談支援センターにおける人材育成や相談支援体制強化に対する取組みに十分な時間を割くことが出来ていない。
 - ②今回のプロポーザルで機能強化を図った委託相談支援事業所を十分に活用するための新たな仕組みづくりが必要。

(3) 課題に対する対応案について

輪番制により、委託相談支援事業所の相談員がほととぴあに常駐をすることで、相談受付から対応までワンストップでスムーズに相談業務を行うことができるようになる。これにより、相談支援体制の強化を図るとともに、相談者の満足度向上にも繋げることができる。
 ※運営会議で対応案の詳細について最終検討中。4月頃を目途に開始したうえで、課題や問題点があれば随時改善していく予定。

イメージ図



(4) 業務内容について ※豊橋市障害児者相談支援事業実施要綱等より抜粋

- 電話や来訪者への相談対応
 - ・サービス情報の提供
 - ・障害福祉サービス事業所、相談機関、関係機関の紹介
 - ・サービス利用の助言、サービス利用申請の援助
 - ・障害の受容に関する支援
 - ・家族関係、人間関係の助言
 - ・身だしなみ、健康管理の支援
 - ・家事、家庭管理、金銭管理、安全管理の支援
 - ・権利擁護のために必要な援助
- ・成年後見制度の利用支援
- ・地域移行に関する情報の提供
- ・地域移行後の生活の場の確保のための支援
- ・生活体験の場の利用に関する支援
- 困難ケースへの対応
- 指定相談支援事業所への指導・助言
- 自立支援協議会への参加(中核的・主導的な役割)
- 重層的支援体制の構築に資する業務
- セルフプランのチェック

虐待件数の推移について(令和元年度～令和4年度)

豊橋市

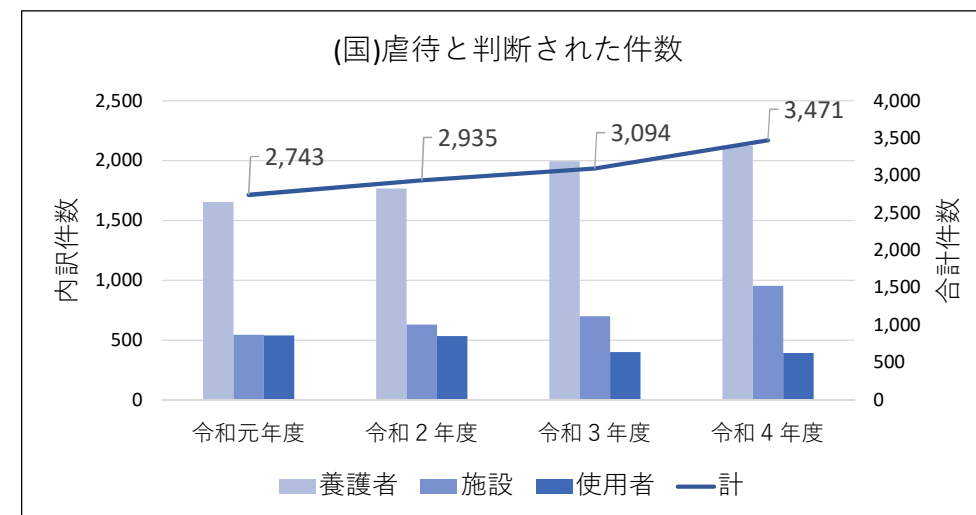
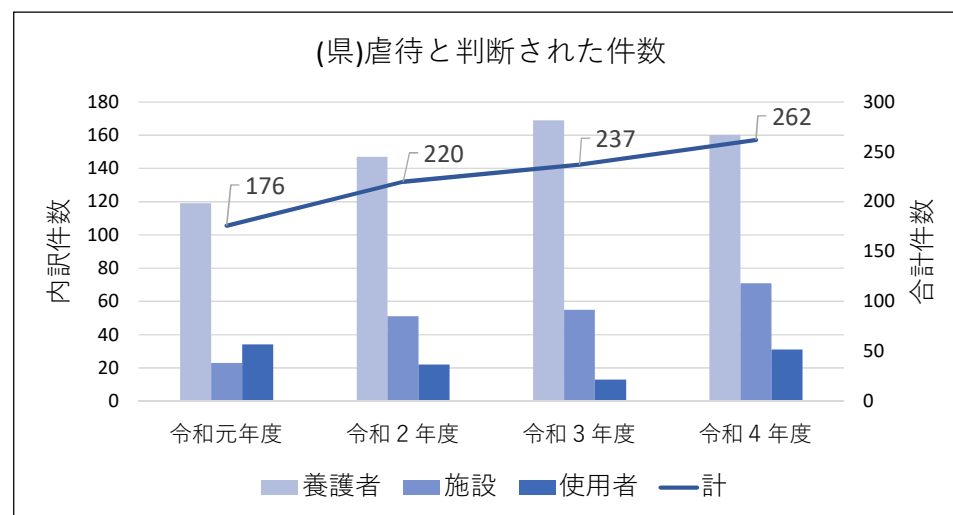
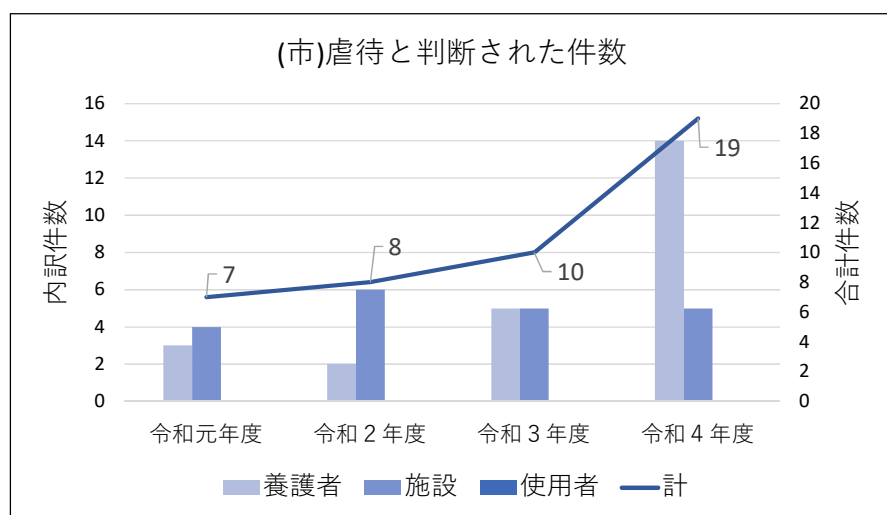
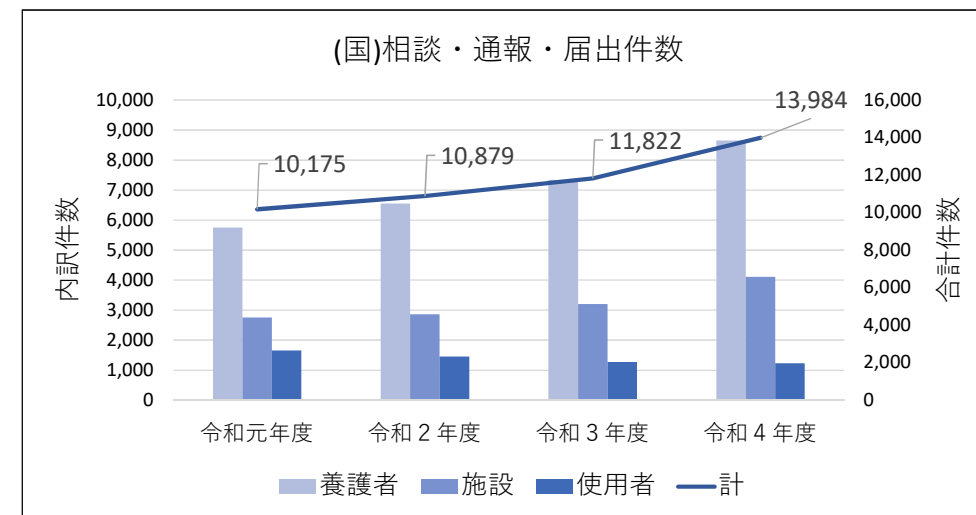
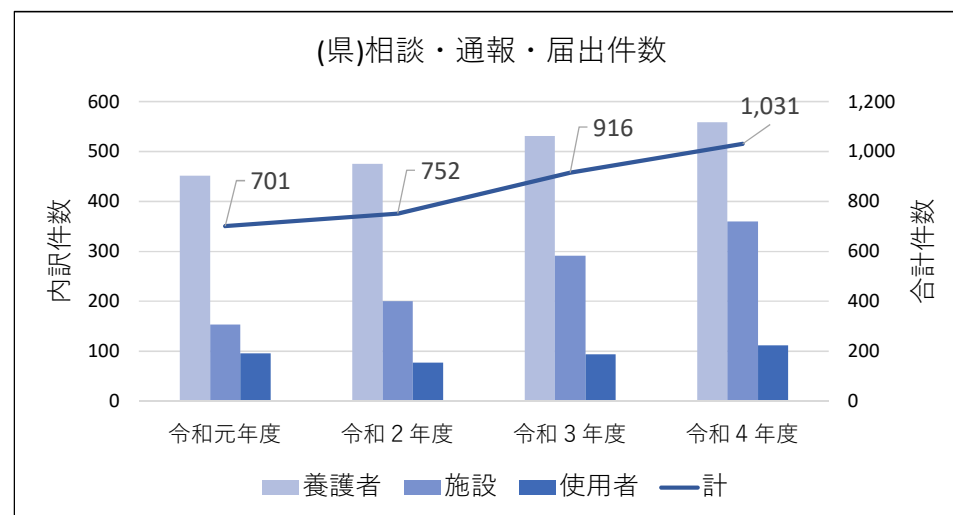
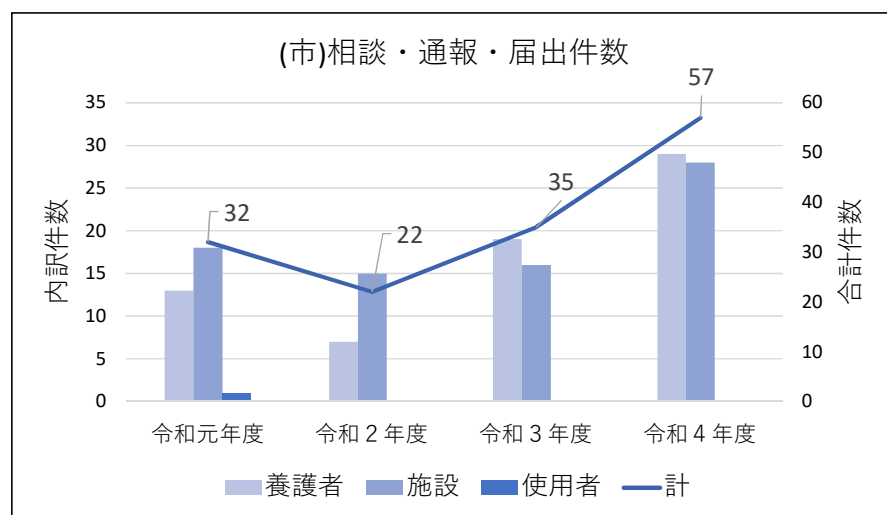
	(市) 相談・通報・届出件数				(市) うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	13	18	1	32	3	4	0	7
令和2年度	7	15	0	22	2	6	0	8
令和3年度	19	16	0	35	5	5	0	10
令和4年度	29	28	0	57	14	5	0	19

愛知県

	(県) 相談・通報・届出件数				(県) うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	452	153	96	701	119	23	34	176
令和2年度	475	200	77	752	147	51	22	220
令和3年度	531	291	94	916	169	55	13	237
令和4年度	559	360	112	1,031	160	71	31	262

全国

	(国) 相談・通報・届出件数				(国) うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	5,758	2,761	1,656	10,175	1,655	547	541	2,743
令和2年度	6,556	2,865	1,458	10,879	1,768	632	535	2,935
令和3年度	7,337	3,208	1,277	11,822	1,994	699	401	3,094
令和4年度	8,650	4,104	1,230	13,984	2,123	956	392	3,471



障害者虐待防止に係る
事業所訪問実施報告書
(令和5年度 年間報告)

令和6年2月

豊橋市福祉部障害福祉課

目次

I はじめに	1
1. 障害者の権利擁護の歩み	1
2. 障害者虐待防止法	1
II 事業内容	2
1. 実施概要	2
2. 目的	3
3. 実施年度と対象事業所	3
4. 実施方法	3
III 事前調査結果	7
1. 日程調整依頼回答率	7
2. 事前連絡なしの見学	7
3. 虐待防止委員会	8
4. 事業所の取り組み	8
5. 研修の実施	9
IV 実施状況	10
1. 実施率	10
2. 実施方法	10
3. 実施時間	11
4. 質問・助言	12
参考) 実施時の記録票	1

I はじめに

1. 障害者の権利擁護の歩み

平成 23 年 6 月 17 日に障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

平成 25 年 4 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、基本理念において、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとされています。

平成 25 年 4 月には、「障害者基本法」が改正され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが定められています。

平成 26 年 1 月に批准した、国連の「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。

障害者虐待防止においても、共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有し、もって障害者の権利の擁護に資することが重要となります。

2. 障害者虐待防止法

障害者虐待防止法は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

障害者虐待防止法には国及び地方公共団体の責務のほか、国民の責務についても「国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と定められています。障害者の権利擁護に先立って、一人ひとりが障害者虐待防止に係る理解を深めていくことが必要であり、加えて虐待の早期発見のためにも事業所の風通しの良い風土作りによる関係機関との連携が重要となります。

Ⅱ 事業内容

1. 実施概要

市、とよはし総合相談支援センター又は委託相談支援事業所が各事業所を訪問・見学し、虐待に係る相談を聞き、助言を行うものです。

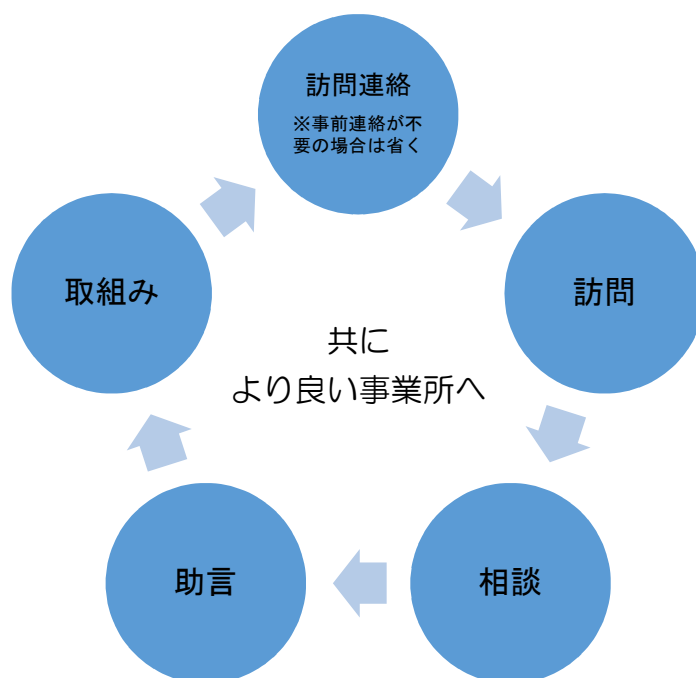


図1. 障害者虐待防止のための事業所訪問のイメージ

- 訪問連絡 … 日程調整を依頼、市でとりまとめ、各事業所に通知
- 訪問 … 虐待行為や虐待行為と勘違いさせてしまうような支援がされていないか支援状況を確認。二回目以降では、初回の助言内容について反映されているか確認。※虐待行為の場合は虐待対応を行います。
- 職員相談 … 職員からの困りごとの相談にのります。必要に応じて職員への質問もを行います。(支援の仕方の理由や障害者虐待の知識等)
- 助言 … 相談内容に対して助言を行います。
- 取組み … 助言内容を参考に事業所は取組みを行います。(現場での助言が難しいものについては、自立支援協議会内で報告し、必要に応じて事例検討を行い、事業所に結果をフィードバックします。)

2. 目的

障害者虐待防止について、事業所が、市・基幹相談支援センター・委託相談支援事業所と共に考え、より良い支援を実現しようとする機会を設けることで、関係機関との良好な関係性を築き、事業所の風通しの良い風土づくりに寄与し、以て障害者の虐待を防止することを目的とします。

3. 実施年度と対象事業所

市内の障害福祉サービス事業所を3年かけ訪問しました。豊橋障害者自立支援協議会運営会議にて、入所系のサービスについては外部の目が届きにくく虐待が早期に発見しにくいため、新型コロナウイルス感染症の終息後にしっかり見学させていただく必要があるとの意見を受け、最終年度の令和5年度に入所系を対象事業所として設定しました。

令和6年1月には基幹・委託相談支援体制の見直しに伴い、本事業に携わっている受託事業者が変更される可能性があったため、令和4年度と令和5年度に分けていた障害児通所系サービスへの訪問を令和4年度中に実施し、令和5年度の訪問事業所数を減らすことで令和5年12月末に本事業を完了しました。

表1. 実施年度と対象事業所

実施年度	対象事業所	事業所数
令和3年度	○日中活動系（自立訓練・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・就労定着支援・地域活動支援センター）	88
令和4年度	○訪問系（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護） ○障害児通所系（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）	44 70
令和5年度	○入所系（短期入所・共同生活援助・施設入所支援） ○障害児入所系・療養介護	54 3

※以後に記載する“入所系”は障害児入所系及び療養介護の事業所数を含める

4. 実施方法

1事業所に対して、実務経験を有する委託相談支援事業所職員1名と行政事務の知識を有する市職員又は総合的な相談対応能力を有する基幹相談支援センター職員1名の計2名で実施し、事業所の職員からの障害者虐待防止に係る質問や悩みごと等を聴き、必要な助言を行いました。

実施機関

- 行政：豊橋市福祉部障害福祉課
- 基幹相談支援センター：とよはし総合相談支援センターほっとびあ
- 委託相談支援事業所：あかね荘障害者生活支援センター、たまも荘障害者生活支援センター、発達・就労相談支援センターFLAT、生活支援センターさざなみ、相談支援センター木もれ陽、高次脳機能障害相談支援センター※

※令和3年度のみ参加

表 2. 令和 3 年度の取り組み

年度	概要	月日	内容
令和3年度	試験的実施	4/21 (水)	・優先訪問の決定 (基幹・委託相談の事業所を訪問)
		4/23 (木)	・優先訪問延期決定 (障害福祉課コロナ陽性者あり)
		5/19 (水)	・優先訪問の代替案(事業所訪問→事業所相談Webでの実施も可)
		6/16 (水)	・第3回運営会議にて優先訪問結果を基に実施方法の精査、今年度は日中活動系サービス事業所を対象とすることを決定 今年度実施：87事業所/242事業所＝約36% (事業所番号毎)
	事業開始	7/14 (水)	・日中活動系サービス事業所に日程調整の依頼送付
		上旬	・事業所の日程調整とりまとめ、訪問の担当者を調整
		8/18 (水)	・第4回運営会議にて日程表と担当割り当て一覧を提示
		8/25 (水)	・緊急事態宣言に伴い9/10(金)までの訪問を基本的にWeb実施に変更し、事業所に日程周知
		8/27 (金)	・事業所訪問開始
	事業実施	9/9 (木)	・緊急事態宣言の延長に伴い9月末までの訪問を基本的にWeb実施に変更し、事業所に日程周知 ・未調整、キャンセルした事業所に対して日程調整の再依頼
		9/15 (木)	・第5回運営会議にて今後のスケジュール共有
		9/24 (金)	・第2回全体会にて取り組み概要を説明
	中間報告	9/29 (水)	・第1回権利擁護ネットワーク協議会にて中間報告
	再調整	上旬 10/20 (水)	・事業所と再度日程調整をとりまとめ、訪問の担当者を調整 ・第6回運営会議にて日程表と担当割り当て一覧を提示
事業実施	10月～1月	・随時訪問実施	
年間報告	2/22 (火)	・第2回権利擁護ネットワーク協議会にて令和3年度報告	

表 3. 令和 4 年度の取り組み

概要	日時	内容
日程調整	6/10 (金)	・対象事業所に日程調整の依頼送付
	6/15 (水)	・第 3 回運営会議にて事業所毎の担当者を決定
	6/27 (月)	・日程決定 (第 1 回目) の通知及び未回答事業所への催促
事業実施・調整	7/1 (金)	・訪問開始
	7/18 (月)	・関係機関と個別調整して事業所毎の担当者を決定
	7/25 (月)	・日程決定 (第 2 回目) の通知及び未回答事業所への催促
	8/17 (水)	・第 4 回運営会議にて事業所毎の担当者を決定
	9/7 (水)	・日程決定 (第 3 回目) の通知及び未回答事業所への電話調整依頼
	9/9 (金)	・未回答事業所への電話調整開始
中間報告	9/27 (火)	・第 1 回権利擁護ネットワーク協議会にて中間報告
	10/19 (水)	・第 6 回運営会議にて中間報告
事業実施	12/14 (水)	・第 7 回運営会議にて訪問進捗の情報共有、未報告案件の催促
	12/28 (水)	・事業完了
	1/18 (水)	・未報告案件の催促
年間報告	2/13 (月)	・第 2 回権利擁護ネットワーク協議会にて年間報告

表 4. 令和 5 年度の取り組み

概要	日時	内容
日程調整	8/22 (火)	・ 対象事業所に日程調整の依頼送付
	8/30 (水)	・ 事業所からの希望調査〆切
	9/15 (金)	・ 関係機関と個別調整して事業所毎の担当者を決定
	10/2 (月)	・ 未回答事業所の希望再調査〆切
事業実施・調整	9/21 (木)	・ 市は内容を取りまとめ事業所に通知及び未回答事業所への催促
	9/26 (火)	・ 訪問開始
	12/22 (金)	・ 事業完了
事業実施	1/17 (水)	・ 第 9 回運営会議にて事業完了の報告
年間報告	2/9 (金)	・ 第 2 回権利擁護ネットワーク協議会にて年間報告

Ⅲ 事前調査結果

日中活動系については令和3年度、訪問系・障害児通所系については令和4年度、入所系は令和5年度に実施していることに留意

1. 日程調整依頼回答率

表 5. 日程調整依頼回答率

年度	対象事業所	回答/対象事業所数	回答率
令和3年度	日中活動系	58/87	66.7%
令和4年度	訪問系	29/44	65.9%
	障害児通所系	58/72	80.6%
令和5年度	入所系（短期入所・共同生活援助・施設入所支援）	46/54	85.2%
	障害児入所系療養介護	2/3	66.7%

※事業所数は事業所番号1つにつき1事業所と算定しています。以降の項目については、法人単位の回答があるため回答数とは一致しません。また、訪問時の調査を含めたものになります。

※未回答の事業所に対しては訪問時に事前調査項目の聞き取りを行っています。

【考察】

以前に実施した障害者虐待防止等アンケート調査（令和2年9月豊橋市福祉部障害福祉課）の回答率は、訪問系が65%、障害児通所系が87%、入所系が88%であり、本調査と比較すると、共通して訪問系が低く、障害児通所系や入所系が高くなっています。訪問系においては短時間又は断続的に支援を行うため障害者への虐待防止の関心の低くなってしまうことが、回答率の低さの一因と考えられます。障害児通所系の80.6%、入所系は85.2%と高い割合であり、障害児通所系においては障害者に限らず児童虐待が注目されていること、入所系においては居住施設であり外部の目が入りにくいことから虐待防止への事業所の関心の高さが高い回答率につながったものと考えられます。

2. 事前連絡なしの見学

表 6. 事前連絡なしの見学の可否

内容	日中活動系	訪問系	障害児通所系	入所系
事前連絡なしでも見学が可能	61.3%	63.2%	73.1%	72.4%
事前連絡で事前に調整すれば見学が可能	38.7%	34.2%	23.9%	22.4%
見学不可	0.0%	2.6%	3.0%	3.4%

※見学不可の理由：訪問系「事業所の訪問は良いが、サービス提供時は不可」

障害児通所系「質問することはない」

入所系「急な来訪などでルーティンが崩れると不調になる方がいるため、事前連絡を頂きたい。」

「高齢者の多い施設なので、感染症の心配があるため。」

【考察】

障害児通所系や入所系については「事前連絡なしでも見学が可能」との回答が日中活動系、訪問系に比べて高くなっています。障害児通所系は養護者と面談や見学する機会が多く外部の目に触れるという前提で運営されていること、入所系は前項のとおり居住施設であり外部の目が入りにくいための虐待に対する意識が高いことから回答率が高いと考えられます。

3. 虐待防止委員会

表 7. 虐待防止委員会設置状況

内容	日中活動系	訪問系	障害児通所系	入所系
未設置（未定）	18.7%	7.9%	7.6%	0.0%
未設置（今年度設置予定）	26.7%	21.1%	13.6%	6.9%
設置済（外部委員を含まない。）	30.7%	39.5%	39.4%	43.1%
設置済（外部委員を含む。）	24.0%	31.6%	39.4%	50.0%

※日中活動系の調査時は設置の経過措置中、訪問系・障害児通所系の調査時は義務化後

【考察】

令和 4 年度から虐待防止委員会設置が義務化されました。努力義務であった令和 3 年に行った日中活動系の調査では 4 割以上が、令和 4 年度の訪問系は約 3 割、障害児通所系では約 2 割が設置に至っていませんでした。入所系は設置済みが 9 割を超え義務化の周知を継続的に行っている効果が出てきたと考えられます。未設置の事業所には、虐待防止委員会の設置に向け促していく必要があります。

4. 事業所の取り組み

表 8. 虐待防止に係る取組み状況（複数回答可）

内容	日中活動系	訪問系	障害児通所系	入所系
虐待防止マニュアルを作成し活用している。	49.3%	63.3%	69.6%	63.8%
虐待防止チェックリストを作成し活用している。	42.7%	30.0%	45.7%	55.2%
職員のストレスケアの取組みをしている。	38.7%	50.0%	43.5%	46.6%

※自由記載の内容：「ライフワークバランスのため有給休暇を積極的な取得」

「面談での昇給、賞与への反映によるモチベーション維持」

「会議前に踊ることでストレス軽減」

「サービス提供後に職員間で話す時間を十分に設けている」

「マニュアルやチェックリスト（1年に1回）はあるが、活用できていない。」

【考察】

虐待防止マニュアルの作成については、訪問系・障害児通所系・入所系すべてで6割を超えています。チェックリストやストレスケアについてはいずれも虐待防止マニュアルより活用実績は落ち込んでいます。これは、チェックリストやストレスケアは実施頻度が高く、事務的負担が大きくなるためであると考えられます。

できる限り虐待防止の取り組みを充実していただけるよう、運営法人に障害者虐待防止の取り組みを続けていただく必要があります。

5. 研修の実施

表9. 虐待防止に係る研修予定回数

内容	日中活動系	訪問系	障害児通所系	入所系
0回	6.1%	10.7%	0.0%	0.0%
1回	39.4%	57.1%	62.5%	35.8%
2回	33.3%	21.4%	20.0%	35.8%
3回	10.6%	3.6%	7.5%	13.2%
4回	6.1%	3.6%	2.5%	13.2%
5回	0.0%	3.6%	0.0%	1.9%
6回	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%
7回	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10回	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%
12回以上	1.5%	0.0%	1.5%	0.0%

※不明を除く。

【考察】

虐待防止に係る研修について、訪問系では1割が実施しておらず、回答率でも述べた通り、障害者への虐待防止の関心の低さが伺えます。訪問系については、養護者による虐待の早期発見に繋がるサービスであることから、職員による利用者への虐待防止に加えて虐待通報義務についても周知・啓発を続けていく必要があります。

IV実施状況

日中活動系については令和3年度、訪問系・障害児通所系については令和4年度、入所系は令和5年度に実施していることに留意

1. 実施率

表 10. 実施数と実施率

内容	日中活動系	訪問系	障害児通所系	入所系
実施数/総数	88/87	44/44	70/72	56/57
実施率	101.1%	100.0%	97.2%	98.2%

※日中活動系は対象に含まれなかった新規事業所が実施を申込んだため実施率が100%超

※休止事業所、サービス提供の実態がない事業所は除いている。

【考察】

障害児通所系については、2事業所が訪問拒否との回答でした。同法人が運営する事業所であり、拒否理由として「質問することがない。」とのことであり、事業内容の理解が得られていなかったと考えられます。このうち2事業所については、別途市職員2名で訪問し、法人代表及び職員に対し個別面接を実施することで対応しています。

入所系では1件新規で指定を受けたばかり事業所があり、サービス提供の実態がない事業所であるため訪問調査を行いませんでした。先方の依頼で訪問調査は行わず、アンケートを実施しました。

2. 実施方法

表 11. 実施割合

内容	日中活動系	訪問系	障害児通所系	入所系
訪問による実施	53.8%	48.8%	54.5%	100.0%
Zoomによる実施	46.2%	61.9%	45.5%	0.0%

【考察】

令和3年度・4年度の調査においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、Zoomでの実施が過半数でした。しかし、令和5年より5類に移行し、入所系の調査では訪問を原則として依頼をすることで、すべての事業所を訪問することができました。本事業は虐待防止に関する悩みの相談に併せ、顔を合わせて話をすることにより行政—事業所間の風通しを良くするという背景もあるため、訪問を行えることのメリットはとても大きいです。

3. 実施時間

表 12. 実施時間の割合

内容	日中活動系	訪問系	障害児通所系	入所系
10分以内	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
10分～15分程度	12.8%	2.3%	0.0%	0.0%
15分～20分程度	15.4%	9.1%	1.4%	0.0%
20分～30分程度	29.5%	40.9%	25.7%	15.5%
30分以上	41.0%	47.7%	72.9%	84.5%

【考察】

当初 10～20 分で実施するとのことで事業所及び訪問機関（市・基幹相談支援センター・委託相談支援事業所）に周知していましたが、実際の実施時間で最も多かったのは 30 分以上でした。これは、障害者虐待防止に係る事業所の疑問等が多く挙げられたことによるもので、今までの職場内研修や職場外研修だけでは解消しきれない疑問や悩みを職員が抱えていたことを示しています。

障害児通所系については、約 7 割の事業所が 30 分以上の実施時間であり、うち約 1 割の事業所が 1 時間以上の実施時間でした。これは利用者への支援に加え、関係性の強い養護者に関する相談が多かったためです。養護者の目が届くというメリットの一方で、養護者との関係でストレスを抱えてしまうというデメリットを有していると推察され、悩みや相談の多さがストレスの多さと相関があると仮定した場合、障害児通所系は日中活動系と比較してストレスケアの重要性が高くなると考えられます。よって、職員のストレスケアの取組みは約 4 割しか実施されていませんが、実施していただくことで障害者虐待防止に大きな効果が得られることも考えられます。

入所系の訪問では、共同生活援助は同事業所においても各所に点在するパターンが多く、可能な限りすべての現場を見させていただくということで依頼しました。8 割以上の事業所で 30 分以上の時間を要したため、訪問員、事業所とも負担は大きかったものの、訪問員は多くの事業所の様子を確認することが出来ました。

4. 質問・助言

表 13. 日中活動系の質問内容・回答

カテゴリー	質問内容	助言
虐待発生時の対応	虐待の線引きが分からず、通報して良いか分からない。 爪を切ってなかったり、ふけがあったりする方について、養護者からの虐待として通報すべきか分からない。 上司に連絡すれば良いのか。市に連絡すれば良いのか。	虐待を受けたと思われる時点で通報義務が生じる。虐待かもしれないと思えば、通報しなければならない。 発見した者は市に通報義務が生じるため、市には必ず通報してもらう。その上で上司にも連絡していただければ良い。
	虐待の傷の写真をうまく取れなかったり、とるタイミングが分からない。	外傷は本人の了承を得て、できる限り早めに写真に収めておいていただくと良い。また、外傷があり、虐待が疑われる場合は、市に通報。場合によっては警察に連絡を行っても良い。
	休日及び夜間の場合、通報はどうしたら良いか。	休日でも市の防災センター(51-2978)に連絡していただければ、職員に連絡が行く体制を整えている。緊急性の高い虐待の発生が疑われる場合は、その日に動くこともある。
虐待の判断・身体的虐待	サビ管の更新研修に参加していた事業所(豊橋市外)の管理者が、車道に飛び出しそうになった利用者の手をつかんだら身体的虐待行為にあたると言っていたが、本当にそうなのか。	車道に飛び出しそうになった利用者を制止する行為は正当な理由があると考えられるため、必要以上に強く引っ張ったりしなければ身体的虐待には当たらない。
	職員が見守りできない場合の身体拘束、例えば、ホールで複数の利用者を見守り中に、トイレでコールが鳴ってしまった場合の身体拘束。	切迫性や非代替性を評価できるか。利用者が暴れだしてしまうのか、職員の応援を呼ぶことはできないか。極力身体拘束をしない支援を模索していただきたい。
	行動障害のある方に対する拘束の範囲。職員の中には“虐待”に値するのでは、と懸念されている方もいるようだが、話を聞く範囲では虐待ではないと判断。	行動障害のある方が不安定になったときに拘束をすることがあるとの事であったが、拘束をする3原則を守られているか、不安定=拘束という構図ではなく拘束をするときに3原則に基づいているか、と自分たちのやっていることを常に振り返る事が出来る体制はとても良いと思う。
支援の場面状況により、ベルト等を利用しながら支援を行っていて職員にもミーティングで身体拘束の認識を共有しているが対応として良いのか。	「やむを得ず」身体拘束を行う場合には3要件を念頭に、個別支援計画への記載と本人・ご家族への説明を元に同意書を作成した上で、職員で共有して支援を行っていくことが重要。	

カテゴリー	質問内容	助言
虐待の判断・放棄放任	<p>家庭の事情もあり、事業所でストレス発散する利用者への対応について 身体障害があり杖をついて歩いているが、自分でできることも他の利用者にさせようとしたり、障害を理由にジュースの購入を依頼してきたり、機嫌が悪いと大声を出したり杖で威嚇するなどして周りを怖がらせている。事業所としては、自分でできることは自分でやってもらいたいし、その方だけを甘やかすことはできないので、不機嫌になった時は個室で落ち着くまで話をするなど対応しているが、これは虐待になるのだろうか。</p>	<p>聞く限りでは、虐待ではないと思われる。事業所でストレス発散は決して良いことではないが、その方にとって安心できる居場所となっているのだろう。高次脳機能障害もあるとのことなので、笑い太鼓（高次脳機能障害の専門性のある事業所）などに相談してみるのもいいかもしれない。他の利用者に影響を与えている可能性も含め相談員と情報共有を密に行う。</p>
虐待の判断・心理的虐待	<p>常に利用者に対して優しく丁寧に接することになっているが、そのため女性利用者から勘違いされて恋愛感情を持たれてしまうことがある。付け回されたり休日にも連絡があったり困ってしまうことがあった。こういった場合は距離を取って接することが心理的虐待に当たらないか心配である。</p>	<p>利用者の勘違いから恋愛感情を持たれてしまう場合は、ちゃんと勘違いであることを伝えた方がよい。通常の伝え方であれば、それが心理的虐待であるとは言えない。</p>
	<p>心理的虐待の「交換条件の提示」にあたってしまうのかどうかと悩む内容もある。作業中にリストカットがしたくて「カッターが欲しい」と言ったり「死にたい」と発言する利用者に対し、他の人の影響も考え、また、本人の話をゆっくり聞くことで気持ちが落ち着くことに繋がるのではと考え、〇〇の後で話をゆっくり聞くと伝えることもあるが、本人が交換条件の提示のように捉えてしまう場合もあるかと気になった。</p>	<p>利用者の話をしっかりと聞く時間を持つよう、対応したことである。「しっかりと話が聞ける〇〇の時間に話を聞く」など、その理由などを伝えて対応できていれば良いのではないかな。</p>
	<p>掃除を強要すると虐待か。</p>	<p>強要という言葉が実際にはどの程度のことを言っているのか分からないが、状況による。職業指導として掃除ができるよう支援する必要があると思うが、言葉のチョイスに気を付ける必要がある。交換条件的な言い方で大きな心理的負担をかけていないかなど。</p>
支援方法	<p>職員同士で指導をする時、利用者の中で強く注意をしてしまうことがあった。これは利用者に対してどうなんだという意見があった。</p>	<p>利用者の中には、自分以外の方が強く怒られるのを見るだけで体調を崩してしまう方もいる。場所を変えたり、利用者が帰った後で指導や注意を行うのが適切と考える。</p>

カテゴリー	質問内容	助言
支援方法	「さん」付けすることに支援員として葛藤があるという意見がある。愛称で呼んだ方が支援がスムーズなときがある。	必ずしも愛称で呼ぶことが悪いことではない。だが、関係性のできていない他の職員も同様に愛称で呼び、いつの間にか上下関係が構築され、些細なことでカッとなり虐待に繋がる恐れがある。「さん」付けすることが、利用者を敬うことになる。愛称で呼んでいても、利用者を敬うことについて定期的な振り返りを行う機会を設けた方が良い。
	以前は利用者へ「くん・ちゃん」づけをしていたが「さん」に変更した。利用者や家族等にも説明したが、利用者から遠くに感じると言われることもある。	その都度理由を伝えながら対応されているため、今後もぜひ続けていただきたい。
	均一な支援が難しい。厳しくしないと響かない方がいたりする。小さなズレがたまって利用者スタッフの仲が修復困難。	均一な支援を目指さなくても、個々にあった支援をこころがける必要がある。
	障害者虐待とは逆だが、利用者から職員への暴力により職員の退職に繋がってしまった。	本件は障害者虐待防止法に基づく事業であり対象ではない。ただ、他の事業所でも聞くことがあり、苦労をお察しする。警察を呼んでいる事案も度々ある。
	施設内が夏でも寒いと発言がある。その方に合せると他の方から暑いと言われる。	席や扇風機の位置を変えるなど処置が考えられる。丁度良いところを探りながら行う必要があり根気が必要などときがある。
	発達障害の外国籍の方で、日本語の習得がYouTube。気に入らないことがあると「うるせー！黙れ！」等暴言を吐く。その際には一旦気持ちを静めるために距離を置くようにしているが他にいい方法はあるか。	距離を置きクールダウンするのはいい対応。耳で聞くより目で見えたものの方が本人に入りやすいため、作業所のルール等を目の届く所に貼るのも良い。肯定的な文面、言葉遣いを。
	こだわりが強い人がいて、行動を変えていくのが難しい。トイレに20分こもり、トイレトペーパーを1ロール出してトイレを詰まらせてしまう人がいる。トイレトペーパーを巻く回数を少なめにしてもらったり、別でちり紙を用意し、ちり紙であれば何枚使っても大丈夫等対応をしている。	その人に応じて対応されていることを支持。
	「～してあげる。」との発言が上から目線であると利用者から指摘された。	利用者をお客様として丁寧に接している事業所もある。極端に遜る必要はないが、基本は丁寧な言葉遣いをする必要がある。くん・ちゃん付けなどは関係性が出来ていない職員まで広がってしまうので留意が必要。
	ルールが守れない利用者さんに対してどのレベルまで厳しいことを言ってよいか線引きが難しく悩む。	ルールを会社側の都合よく変えないこと。あらかじめ契約書に入れて合意した上で契約する。途中でルールを変える場合は利用者たちも含めて話をする。利用者の理解を得ることが重要。

カテゴリ	質問内容	助言
支援方法	事業所ができて間もないため、分からない事が多い。手がでてしまう利用者等、どのように接したら良いのか不明な点がある	虐待研修だけに特化するのではなく、障害の理解等の障害に関する基礎知識の研修も勧めてはどうか。
	精神の方が多く、被害妄想により市役所によくお電話していると思うがどうしたら良いか。	中立の立場として、双方から意見を聞くことで事実確認しつつ、状況に応じた対応を取るのも良い。
	利用者の方の作業をつい手伝ってしまう職員がいるが、どのように対応したら良いのか。	職員に悪気はなく行っている行為だと認め、ただし利用者の方の自立を促すには見守ることも大切だと繰り返し伝えていくことが大事。
運営方法等	コロナ禍なので、内部講師で研修などの取組をしている。	内部講師だと、お互い言いにくいこともあるため、外部講師や内部でも違う事業所の方などを検討してみてもどうか。
	外部研修が難しい。Zoom 等での外部研修を探している。	とよはし総合相談支援センターが様々な研修を開催して各事業所に通知しているため、ぜひ参加いただきたい。
	職員個人個人の意見の吸い上げは、合間時間や普段のやりとりで把握。個々に時間を設けて個別面談できるとよいと感じているが、時間がなく現状はできていない。	実際、多忙で個々の面談時間を設けることは管理者としては大変である。しかし、個人面談でその方の仕事に対する思いや心理状況が分かるため、機会があるとより良い。
	自分を振り返ってもらおうアンケートを行っても他人の気になることの記載が多い。書かれていることの1つでも解決できたらと思って対応している。	他の職員が気になっている支援については積もり積もって虐待通報に繋がりがやすい。解決の可否に因らず対応する姿勢があるからこそ虐待に繋がっていないのだと思う。継続的に行っていただきたい。
病的な被害妄想に基づく虐待の訴えは職員も精神的に追い詰められてしまう。市に通報があったとなるとさらに追い詰められる。	市に通報があってもすぐに虐待認定というわけではない。職員や本人に面接して事実確認をする。また、本人の障害特性について基本情報等に目を通す。改善すべき部分は市の結果通知を見て検討すべきだが、通報のみで職員が気に病むことはない。虐待関係では職員のストレスケアも重要視しており、虐待発生の抑制の他、優秀な人材が流出しないよう事業所には取り組んで欲しい。	

※重複する質問等は省いており抜粋して載せております。

表 14. 訪問系の質問内容・回答

カテゴリー	質問内容	助言
虐待発生時の対応	<p>高次脳機能障害の利用者がネグレクトされていると感じ、自ら警察に通報したことがあった。実際には適切な支援が行われていた。</p>	<p>個人のケースを振り返る時間の確保が必要かもしれない。</p>
	<p>障害を持つ親の支援を行っている時に、子の支援の必要性を見つけその後、子育て支援に繋がることが多い。その際に、子に対して虐待になるのでは…という対応をしている場面を見るが、どうしたらよいのか分からない。そんな場面を見ていると、胸が痛くなる。</p>	<p>それぞれの状況にもよるが、親がストレスに感じたり苛立ちを感じたりすると子はそれ以上状況が悪くならないように、空気を読んでいい子になったり気を使っている。ただし、家族のみだと状況は全く掴めなくなってしまうが、ヘルパーさんが入ることで第三者の目としての役割が担えているのではないかと。何かをする、のではなく家の中に入るだけでも見守りになり良いと思う。疑いがあれば虐待通報をしていただいで構わない。</p>
虐待の判断・身体的虐待	<p>在宅における重症心身障害者の方の身体拘束について。その方により必要な拘束があり（例：座位を保持するための固定、入浴後に車いす乗車にてベルト装着など）、それを拘束ととらえるのかは難しい。親御さんも拘束と理解していない場合があり、分かりやすく、また、親御さんがプレッシャーになりにくい表現で啓発をしてもらえないか？</p>	<p>身体拘束に当たることは当たるので書面をもらった上で身体拘束の3要件を満たした形で行わなければならない。個別支援計画作成の際などに親御さんにも理解を求めていくことが必要。</p>
	<p>安全確保のためベッドの上に拘束したり、衣服を脱いでしまう利用者に対して抑制服の着用を検討したことがある。</p>	<p>結局、抑制服は使用しなかったとこのことだが、どうしても必要がある場合は少なくとも同意書を取り適切に行うことが必要。（すでに事業所でよく検討されていた）</p>
虐待の判断・放棄放任	<p>居宅介護で入浴・清拭支援をしている利用者で、ズボンに尿が漏れている場合、清拭後に尿が漏れているから新しいズボンに替えようと促しても、本人が「今日はもう替えた」と拒否。何度も促すことや、ズボンを交換せずに帰ることは、ネグレクト等虐待にあたるか。</p>	<p>何度も促したうえで、本人が頑なに拒否して交換できないのであればネグレクトにはならないと考える。通常、履き替えるものなので何度も促すことが虐待とは言えない。本人がなぜ交換したくないのか、思いを聞けると良い。</p>
	<p>気持ちの落ち込み等から支援の拒否や直前のキャンセルをする等してサービス提供から離れていく利用者もいる。間接的な虐待になるのではと考えることもある。</p>	<p>虐待にはあたらないと考えられるが、相談員へ連絡する等して、サービス提供を検討していく。</p>

カテゴリー	質問内容	助言
虐待の判断・心理的虐待	家事援助（料理）で利用者の健康には良い支援を行いたいですが、利用者が拒否するので、比較して不健康な支援となって悩ましい部分がある。これは虐待になるのか。	利用者の意思は尊重しており虐待には至らないと思われる。しかしながら、事業所として利用者に不健康だと思われる理由や健康のため望ましい支援を利用者に丁寧に説明する必要がある。健康状態により利用者の判断が変わることも考えられることから担当者会議のときなどに定期的に確認すべきものとする。説明しても拒否された場合はトラブルを避けるため文書として残しておくが良い。また相談支援専門員さん等にも情報共有しておくこと。担当者会議の際に行えば関係機関と情報共有でき、記録にも残るため活用すると良い。
	お風呂の支援をしている時に、時間内に済ませなければならないのにご本人が出たがらない場合がある。無理に出てもらっては虐待になるか。	一般的に十分な時間を要して支援している上で、そのようなことがあればそれはやむを得ないことだと思う。
	家庭内に入ることで“虐待を発見する側”になるが、今までの家族の関係性や介護負担でのストレスを考えると、必ずしも虐待の通報につながる状況でもない。夫婦喧嘩を子供が見ている…などある。	大体が家庭の様子を見守るくらいで関わっていると思われるが、身体的に危険が及ぶことや、明らかにおびえているなど状況として危険度があれば、迷わず通報してほしい。
支援方法	精神障害のある方が、障害者虐待について事実でないことを主張する場合があります職員が対応に困る時がある。	虐待通報をされたことで職員が精神的に追い詰められてしまうと聞く。市として、通報があれば中立的な立場で利用者及び職員から話を伺い事実確認を行う。虐待通報＝虐待認定ではないので、通報されたことのみで気に病む必要はなく、関係機関と連携しつつ適切な支援を継続いただければ良いということを職員に周知いただきたい。
	家族のグレーの介護要望や態度、尊厳が保たれているかどうか疑問を感じたことがある。	虐待と判断が難しい場合でも委員会に報告はする。疑いでも行動に移し、報告する流れを作っていくことが大事。
	慣れてくると、利用者をお父さん、お母さんなどと呼ぶヘルパーもいる。	言葉遣いから虐待につながるケースもある。個々の職員の感覚ではなく、呼称を統一すべき。
	利用者からは1週間前のご飯などを捨てるなどと言われるが、遠方に住む家族からは捨ててくださいと言われていた。利用者の声を無視して勝手に捨てることはできない。しかし、そのままにしておけば体に悪いとの狭間の中で対応が難しい。	納得してもらおうよう継続して説明する。内容・理由をメモに残して置くようにし、家族にも伝えておくなどの情報共有を徹底する。

カテゴリー	質問内容	助言
支援方法	利用者家族がサービスの事を理解できておらず、支給にはない家事援助を要求してくる。家族の大変さも分かるので、つい対応をしてしまっている。家事援助の提案を相談員はしていないのか。	支給にはなくても家事援助の対応をヘルパー事業所が対応してくれているので、家族から相談員に「困りごと」として要望が上がってくるのではないことで、相談員が把握できていない可能性がある。支援の現状を相談員に伝えた方が良いと思われる。
	療育手帳所持者でコロナの感染予防対策ができない利用者がある。外出時にバス等で周りから注意を受けてしまう。	絵や写真で示しても理解できない場合、このご時世難しいところ。どうしても公共交通機関を利用しなければならない場合、事前にバス会社へ連絡して、状況説明、窓を大きめに開けて対応しても良いか等事前に相談することもひとつか。
	知的の利用者でフラフラ歩き、周りに体をぶつけるため、移動支援後に親から痣があったと保護者から報告を受けたことはある。	移動支援時の本人の状況（物にぶつかったなど）を受け渡しの際に保護者へ直接伝えられるとよい、また、状況や保護者から報告を受けたことは記録に残しておくこと。
	高次脳機能障害の利用者で、実際と違うことを感情的にヒートアップして言われる時がある。怒って「やってない」と言い返す職員もあるが、メンタルにきてしまう職員もいるため、その場合はその場を離れるよう対応しているが、対応に苦慮している。	職員は落ち着いた態度で本人の考えを一旦受け止め、その後事実を伝えられるとよい。本人が感情的になってしまう場合、本人の安全を確保した上で距離を置きクールダウン、また、他の人の手を借りることもひとつ。ヘルパー同士で感情を表出し合う、必要時担当替え等対応を。
	外国籍のヘルパーが支援に入った際に、日本語のニュアンスなどを上手く伝えられずとらえられた解釈が違ったことや、強い口調で伝わってしまったことがあった。	日本語は難しい。あらかじめ利用者にも日本語のニュアンスで行き違いがないようにしたいが心配なことなどあれば、利用者が気軽に言ってもらえるよう伝えておく等もひとつ。
	体に出来物の多い利用者(20歳代)の親が、つぶした方が治りが早いと、本人が痛がっているのにも関わらず出来物をつぶそうとする親への対応について。	本人が痛いことを伝え、適切な処置（潰さない等）を医師に確認してみるのもよい。
	介護保険や障害福祉サービスの対象外だが、急遽疾病により介護サービスが必要な利用者の家族の対応に困ることがあった。	その都度長寿介護課や障害福祉課へ確認していただくことになるが、どのサービス対象にもならないが支援に困る場合、福祉相談サポートセンターがある。
	糖尿病などの病気もちの方への食事制限をどこまで厳しく管理してよいのか。	食事制限が求められる方にはある程度の制限は仕方ないと思う。

カテゴリー	質問内容	助言
支援方法	支援中、自分の言った通りにしてくれない・無理矢理やらされた等と苦情の電話を入れられ、担当を外せ！と言われることもある。決められた支援の中で出来る限り行っているが、理不尽なことを言われることも多い。	ヘルパーさんは支援者の中でも、常に家の中に入ることが多く理不尽なことも多く言われる。その中で全てを完璧に出来るわけではないし、こちらが良かれと思って掛けた言葉やそんな意味で言った言葉ではないことも、相手にとっては不快に思うかもしれない。行う支援をきちんと決めておかないと、あの人はここまでやってくれたのにあなたはしてくれないという風になってしまう。どの支援者も足並みを揃えなければ、本人にとっての本当の支援にならない。今後も決められた支援の中で出来ることをして下さると幸い。
	買い物支援で、ご本人から買ってはいけないもの（医者から止められている食べ物やタバコなど）を頼まれることがある。断ることで怒らせてしまう。	断るのは当然のことだが、言い方に気を付けてなぜダメなのかをその都度伝えるしかないだろう。
	支援の時間には限りがあり、時間が来たので次の支援へ行こうとすると暴言を吐く利用者がいる。その後事務所へクレームの電話をかけて来ることもある。	暴言を吐かれたのではヘルパーも辛いと思う。事務所で対応してもらうことがよいことかと思う。
運営方法等	ヘルパー事業所の為、全員が集まるという機会があまりないため、具体的なケースごとの悩みが上がってきにくい面はある。なにかアドバイスがあればいただきたい	たしかに施設サービスと違う面があり全体で振り返るといった機会が作りにくい面はあるかと思う。ただ、ヘルパーで居宅に行っていることで見えづらい面があるため、まずは個々のヘルパーごとで変わったことはないか困ったことはないかなどの聞き取りを積極的に行って、その中で必要と思われることを特にケース検討などで上げていってはどうかと思う。
	携帯電話を持っている利用者が多く、虐待の通報を入れることが多い。	自分で通報できる環境は良い事ではあると思う。事業所としてしっかりとした支援ができていなければ良いのではないか。
	こだわりが強く困ることがある。例えばヘルパーを固定して欲しいと言われる。	どうして人を選ぶのか原因を突き止める。支援方法についてならば他の職員でも対応できるようにする。好き嫌いならば理解が得られるよう説明を継続する。

※重複する質問等は省いており抜粋して載せております。

表 15. 障害児通所系の質問内容・回答

カテゴリー	質問内容	助言
虐待発生時の対応	利用者が養護者からの虐待があったときに、事業所として報告義務があるのか。	国民は虐待をされたと思われる障害者を発見したときは市に通報義務がある。
	お風呂に入っていないのか、毎日同じ服の兄弟がいる。お弁当箱も不衛生で家庭での状況が気になっている。	事業所と相談員の間でも連絡を取り合っており、事業所にも週5日通えており、孤立状態にはなっていないため、今の段階では見守る対応でよいのでは（その日持ってきたお弁当も確認。量など問題なかった。）。ただし、痣ができた、状況がひどくなるようなら市に相談してほしい。
虐待の判断・身体的虐待	移動が難しい子がいるが、途中で動かなくなってしまうことがある。（移動の車に乗れない。乗ったら次は降りられなくなる）そのような子に対し、最初は自分で動いてもらうのを待つか降りるように声掛けする。それでも駄目なら担任の先生に促してもらったりしている。それでも駄目な場合は引きずったり担いで送迎車に乗せることもあるとのこと。	高校生の身体の子が危険な場所で座り込んでしまった場合、安全な場所に引っ張って移動させることについてやむを得ないと考えられる場合があるかもしれない。送迎車には他のお子さんも乗っているので時間をかけられないこともあることは理解できる。しかし、そうになってしまう原因はきっとあるのだろう。そこを考えてほしい。
	自閉傾向の強い子供に注意をする時、本人にしっかりと目を見て聞いてもらいたくて顔を押しさえて言うてしまうことがある。自分自身の年代だとそのような対応が当たり前だったが、虐待になってしまうのだろうか。	世代的にそういう考えになってしまうのはわかるが、今の時代では受け入れられない。注意をすべきことも多いかと思うが、そのお子さんの障害特性も理解しながら対応していただきたい。
	危ない時にとっさに手を引っ張るなどはどうなのか。	やむを得ない場合もあるため、必ずしも虐待にはならない。気になる対応をしてしまったと思ったら、記録に残しておくのが大切。どんな些細なことも書き残しておいて、議論することが大事だろう。
	外出時の突発的な危険行為を止めるために抑えるのは身体拘束になるのか。手をつないでいても振りほどかれてしまうし、他の事業所では警察に通報された事例もある。	危険な行為を抑える一時的なものであれば身体拘束にはならない。しかしながら、個人の特性を理解して予め危険な場面を想定しておく必要もある。公園から脱走する可能性があるのであれば、出入り口付近に職員を配置する等必要。また、個別支援計画に危険な場面での対処方法の記載及び保護者の同意も得ておく。
	クールダウンをしている児の部屋の鍵をかけることは拘束か。	鍵をかける行為は身体拘束、ネグレクトにあたる可能性が高い。他児からの刺激を一時的に止める意味であれば短時間で落ち着いたらタイミングでドアを開放。感情が高ぶる頻度が多いのであれば環境そのものを工夫する必要あり。

カテゴリー	質問内容	助言
虐待の判断・身体的虐待	スタッフルーム・トイレに入り寝転がって動かなくなる児に対して腕を持ち引っ張ることがあるが、不適切な関りになってしまうのか。	場合によっては虐待になりかねない。その行動の理由を考えてみる（応用行動分析を用いて）ケース会議などを活用し、みんなで意見の統一を図りかかわり方を模索していく。代替案や先回りした環境の調整が見つかれば対策を練る。誤学習とならない支援を探っていく。
	個別支援の中で机に手を出してもらおうと児の手に触れ、支援を行うことは虐待になるのか。	虐待防止マニュアルによると虐待には該当しない。
	自傷、他害があったときは体を止めるなどの支援をしますという契約書を作成しているが、利用者が虐待だと言えば虐待になってしまい契約書の意味はなくなってしまうのか。	利用者が言ったから必ず虐待になるわけではない。利用者との間で問題が行った際には事業所を守るものにはなると思う。しかし、実際にその行為が虐待に該当する場合は契約書の記載をもって、その行為が正当化されるものとは考えていない。
虐待の判断・放棄放任	騒がしい環境が苦手な児童に対して、一人だけ別室で食事をさせることは虐待にあたるのか。	職員が傍に付いており、本人が嫌がっていないのであれば虐待には当たらない。
	母が疲弊して子どもの世話が十分に行えていない家庭について、事業所としてどこまで介入したら良いのか。どう声掛けして良いのか。ネグレクトになってしまうか。	家庭のことについては相談員が何かつかんでいるかもしれないため、気になる様子を相談員と共有することが必要。保護者支援の視点で「できてない」ことに対する指摘の声掛けではなく、どうしたの？大丈夫？と寄り添う声掛けをすることで家庭の現状を親御さんも話しやすくなると思われる。
虐待の判断・心理的虐待	本人の障害特性を考えると、マスクの練習は虐待に当たるのではないかと職員間でも議論がでる。	無理な目標設定は避けた方がよい。少しずつ取り組んで慣れていってもらうことは、常々親御さんとも相談し、本人の様子を見ながら取り組んでいくことは悪くないと思う。
	児童に対し、やっていることすべてが虐待に当たるのではないかと思うことがある。しんどい子、落ち着かない子（場合によっては逃走する）、乱暴な子（人や物に当たる、噛みつく、殴る、頭突く等）が多い。そういった子に対し、支援を行う際に指示的になったり、厳しい口調で叱ることもある。	大変なお子さんを受け入れしている場合、支援が難しいのはわかる。しかし、そういった行動をするのにも何か意味があり、本人も辛いのだということを理解し、そのお子さんに向き合ってほしい。
	「公園にあとで行けるから、今この活動に取り組もう」というのは、物で釣っているような支援だが、虐待になるのか。	本人に対してプラスの気持ちになり活動に取り組めるのであれば良いかと思う。しかし、「この活動をしなかったら、公園には行かせない」という支援であると本人はマイナス気持ちになるため虐待に該当する可能性がある。

カテゴリー	質問内容	助言
虐待の判断・心理的虐待	虐待防止研修等に参加し、虐待事例がいろいろとあるがこれらがすべて虐待行為だとすると、対応が出来なくなる。こえかけすらできなくなるという声が職員からある。	すべて虐待と認定されるわけではないが、不適切な対応は虐待行為につながりやすいため、不適切な対応は行わない取り組みは必要。不適切な対応についての線引きの一つとしてはその対応をご家族や関係者の前でも行えるか、説明できるか。また個別支援計画に記載できるかということをしつかり考えていただくと良い。また自閉症や強度行動障害のような障害の理解に関する研修をしつかり受講した職員さんがいないようなので、その面から職員が理解することも必要。
	高等部の児に対して敬語で話をするように注意をするのはどう考える。	事業所の方針を児、親に理解してもらう。スキルの獲得となっていくことが望ましい。SST（ソーシャルスキルトレーニング）を活用し適切な行動、言動を習得する機会を持つのはどうか。
	児 A が児 B を叩いた場合、職員が児 A への注意だけでなく他職員・他児に「こういう時どうするの?」と児 A を連れて聞きまわり児 B に謝らせる支援。これはつるし上げに感じた。どう対応するべきか。	職員間の風通しを良くするためにも他の職員に対応を代わってもらう。その場で児には注意をすることが望ましいので具体的な正しい行動を。SST を用いて児には説明できると良い。職員にも本気で向き合っているのですね、と評価しつつ頭を冷やす時間を上げたり、ほかの方法をみんなで考える機会となっていくと良い。
	放デイはさん付けの呼称だが、児発は保護者に確認の上、ニックネームで呼ぶこともあるがどうか。	ニックネームは本人や保護者だけでなく、第三者から誤解される可能性もあるので、発達段階に合わせてさん付けに移行できるとよい。
	交換条件の提示は、心理的虐待に当たるのか。子供への声かけに対して、「○○やらないと××できないよ。」というのは心理的虐待にあたるのか。	ケースバイケースであるが、その例では適切な支援とは言えない。「○○したら××できるよ」とプラスの声掛けをしていただきたい。
	食形態に関して対象のお子さんが食事介助をする際嫌がることが多い。ただし、その食形態や方法以外に現在の状態からすると方法がないため致し方ないと思っで行っている。こういったことも細かく言えば虐待になってしまうのか不安である。	事業所だけで決めたわけではなく母親ともしつかりとお話ししたうえで行っているということと、併設で使っている他の施設とも情報共有したうえで行っているということであるため確かに致し方ない面があると思う。今後、お子さんの成長に合わせて別の方法がないかをしつかり事業所内・関係者間で意見交換や情報交換して検討していくことが大事だと思われる。

カテゴリー	質問内容	助言
虐待の判断・心理的虐待	「がんばれ」という言葉が虐待になると研修で知り、学習が進まない児童に「がんばれ」以外にどのような声掛けをすればいいか分からない。	「がんばれ」という言葉が励みになる児童に対しては虐待になるとは考えにくいですが、その言葉がプレッシャーになる児童に対して言い続けることはあまり良くない。「がんばれ」以外にも「もう少しだよ」「ここまでやったら終わりだよ」などバリエーションを増やすためにネットなどで褒め言葉を調べてみたり、違う声掛けをしたときに効果があった場合は職員同士で共有しておく方が良いのではないかと。
支援方法	車での送迎の際、1人対応だったときに車の中で児童が暴れ、その様子を見ていた車の後ろを走っていたバイクに様子がおかしいと警察に通報された。日常茶飯事の出来事でも外部から見ると虐待に見えてしまうことも多いと感じる。児童の様子や車の状態をみて、2人体制で対応するようになった。	児童の様子を見て、臨機応変に対応できたことは良かったのではないかと。
	小さい頃から落ち着かない子で、スイッチが入ってしまうと、職員などに抱きついたり、絡まってきたりする子がいるが、絡まった部分が解けず、無理やり引き剥がすために少し乱暴な対応になったりすることがある。本人も興奮状態のため、母親からは「そうなったときは、身動きできないようにして連れてきてほしい」と言われているが、できない。	母親も疲れてしまっているのだろう。しかし、身動きできないようにというのは明らかに身体拘束になってしまうので、できないことはできないと伝えるしかない。母親も本気でそうしてほしいわけではないはず。
	親が子供に対して感情的になるケースもある。	虐待と疑われる場合、躊躇なく通報を。
	高齢パートさん（子育てを厳しくしてきた人たち）が大きな声を出してしまうなどの対応になってしまう可能性がある。どうすれば良い。	障害者の教育に昔の考えを根強く持ち、強く当たってしまい、実際に虐待として認定されたケースが存在する。時代錯誤な対応だという事をゆっくりでも伝えていく必要がある。
	医ケアの外国籍の児。母が受診日を変更したためか受診時に経鼻チューブを変更してくれなかった。支給のチューブも少ないようだがどうしたらよいか。	母側と病院側と見解が違うこともある。相談支援専門員を通じ病院のワーカーに確認し、客観的に判断・対応できるとよい。
	大声をあげたりパニックの子を別室に連れて行くのはよくないという話があったが、クールダウンはどのようにすればよいのか。	完全なる密室はよくないので、扉を開けておく等必要。
	外国人で言葉が分からないためパニックになる子がいるが、どのような対処が考えられるか（虐待とは直接関係ないが）	何をしてもだめなのか、何をするのがよいことなのかを教え、時間をかけて対処していくしかないと思う。

カテゴリー	質問内容	助言
支援方法	保護者から「母親業を奪わないで」という言葉を受けた。自分としては母親のような気持ちで子どもたちと接していたので考えさせられた。	その子と母親との普段との関わり方からその言葉が出たと思う。母親からのSOSのサインかもしれないので、見逃さないでほしい（管理者から既に相談員へ報告済み）
	身体拘束の可能性がある利用者の個別支援計画にその旨記載したほうが良いか。	個別支援計画に記載し、保護者からの同意書ももらっておく。
	以前利用していた3歳児が「我慢する」という言葉を多用していた。家庭での状況が気になったが、そういったお子さんへの対応はどうすれば良いか。	お子さんがパニックになった際、親が「我慢しよう」と声掛けをしている、もしくは普段から威圧的な態度をとっている等考えられる。親と面談の機会を設けたり、普段の会話の中でさりげなく聞いてみる等親に寄り添った支援を考えてもらいたい。
	重度障害児でひどい他害がある子、髪を引っ張られたり引っかけられる。虐待防止・身体拘束の禁止が言われる中職員は我慢するだけ。どうやって職員を守っていけば良いか。	身体拘束がどのように行われたのかを記録に取り、事業所全体で検証を行う必要がある。記録は拘束の方法や時間やその時の状況など細かい方が良い。
	保護者と児童の関わり方が気になるときがある。家での過ごし方が心配。	事業所内や相談員と話し合い、母親を一人にさせないことが大切ではないか。ただし、悪化する前に市に相談する等してほしい。
	コロナの感染予防からトイレ以外は離席しないよう児童にお願いをしているが、それを虐待と思われたいためには、保護者にどのように説明したら良いか。口頭のみで良いのか。	口頭のみで構わないと思う。理由を説明し、保護者の方にもご理解をいただいたうえで利用してもらうのが良い。
	チャイルドロックはしなければならないか。	障害者としての規制はないが、道路運送法等の規制に従って。
運営方法等	虐待防止や不適切対応防止のための意識に関して職員一人一人に対して気づきを高めるためにはどうしたら良いか。	セルフチェックシートを法人で作られており具体的でとても答えやすいものになっていてこういったものをしっかりといかしていくべき。
	研修は市（基幹）の研修を受けなければならないのか。法人内の研修でいいのか。	どちらかで可。もちろん両方出てもいい。
	小さなことでも気になったら役所へ相談しても良いか。	例えば家庭での虐待が気になるお子さんについて、虐待が確定した場面では時すでに遅し、ということが考えられるのですぐに役所へ相談してほしい。もしくは相談員、ココエール、児童相談所など場面に応じた相談場所がある。
	職員が我慢するばかりで…どこに相談したらいいか分からない。	関係者（家族、学校、事業所、相談）で集まってケース会議を開き、みんなで考える必要がある。相談員にまずは相談してみると良い。

カテゴリー	質問内容	助言
運営方法等	小さい子の場合特に、男性職員に抵抗のある保護者が多く採用を悩んでいる。	個別対応の部屋に窓がないので、マジックミラー等で子どもの集中を妨げない配慮をしながら密室を避ける方法がある。また、男性職員と1対1にならないよう配慮する等対策を取るのはいかがでしょうか。

※重複する質問等は省いており抜粋して載せております

表 16. 入所系の質問内容・回答

カテゴリー	質問内容	助言
虐待発生時の対応	利用者がしっかりとしている人が多いため、ちょっとしたことで通報してしまうので困ってしまう。ちゃんと話をすれば分かってももらえることもあるのだが。	話が分かる人が多いのであれば、しっかりと本人が納得されるように説明したり、職員で統一した支援を行っていただけると良いのではないかと。また、職員がちゃんとしなければと意識してもらうことは大切だと思う。
	父が利用者の傷を見つけ、ホームによる虐待を疑われた。どう対応すればよかったのか。	相談員にも介入頂いた対応でよかったのではないかと。今後同様な場合、基幹・他機関等多くの介入を含み、協議・対応することもよい。
虐待の判断・身体的虐待	破壊行動や突発的な行動を制御する必要がある場合の対応について。	行動制限をさせないために、個別支援計画を立てたり職員間で対応を共有している。対応の方法によって児童の行動障害も緩やかになる。やむを得ず身体拘束の必要がある場合は、身体拘束の手順に基づいて対応すること。
	体調を崩しても、病院への通院を拒否する入居者がいる。明らかに病院へ行く必要があると思っても、本人が嫌がってしまう。やむを得ず車椅子に乗せて病院へ連れて行き入院するということがあったのだが、本人の意思を無視しているのが虐待になってしまうのだろうか。	個別支援計画等に、こういう事態になった時の対応方法として明記しておくのがよいだろう。ご本人やご家族からも了解を取ることができるので。
	行動障害の人は日々違う言動なので、グレー的な支援の線引きをどうしたらいいか迷う（外に出ていく人に対して玄関の鍵など）。	家人からの聞き取りアセスメント、刺激の取り除き、行為に至らなくてもいいような検討、強度行動障害の研修参加。
	手術を予定している利用者について、術後GHに戻った際、傷に触れてしまうと命の危険があるが、身体拘束との線引きが難しい。	治療を目的とした拘束は認められる場合もある。本人や家族の同意を得ることと、事前に市と相談して支援を行っていくのがよい。
	4日間入浴を行っていない利用者（もともと入浴が嫌い）への支援について、無理やり入れたりするのは虐待にあたりそうだし、どうしたらいいのか。	支援方法にもよるが、「臭い」がしていることについて放置することも虐待にあたると思う。その人が入浴した時には、入浴後に「さっぱりしましたね」「気持ちよかったですね」等声掛けを積み重ねて、入浴しない日づきの間隔を少なくしていくことを目標にしてはどうか。

カテゴリ	質問内容	助言
虐待の判断・身体的虐待	若い女性の利用者の方で、不特定多数の男性と交遊し、望まない妊娠をする可能性がある方がいる。自由なご本人の時間の行動制限はむずかしく、ご本人に妊娠のリスクを説明しても、聞く耳を持たない。困っている。	行動や恋愛の制限は、ご本人の権利侵害にあたる可能性が高いため、難しい。現状をご家族にお伝えし、ご家族からご本人に注意していただく。または、望まない妊娠はご本人にとって大きなリスクになることを、ご本人にわかりやすく説明し、お伝えすることが大切。
	てんかん発作があるが動き回りたい利用者の安全を確保するために、常に支援者の目の届く範囲にいるよう行動制限してしまっているが、虐待にあたるのか。	支援者の数が限られる中で利用者の安全を確保するためには、行動を制限する場合も出てくると思う。支援方法については担当者会議で話し合い、個別支援計画等に記載して共有しておく必要があると思う。
	こだわりが強く要求が強い方。後見人が金銭管理。気になる事をずっと言い続ける精神・発達の方。入院中は主治医の言うことも聞かなかった。話を聞いてほしいと何度も繰り返す。主治医に相談したら「ほっといていい」と言われた。ご意見を参考にしながら相談員とも話し合い、週1（15分）で話を聞く時間を設けるようにした。なかなか分かってもらえない。発達障害の方なので、約束守れたらごほうび。守れなかったら話を聞く時間を減らすといった方法（ABA）も聞いたが…本当にいいのか？	対応が難しい方について、事業所だけで判断して決めるのではなく、主治医や相談員と共有を図りながら対応していることは大切なので。継続してほしい。対応しない＝ネグレクトではない。本人に対して、行き当たりばったりではない意図のある支援であれば、そのことを記録に取って行っていくとよい。
	他事業所の施設によっては健康管理として間食を一切禁止しているところもあると聞く。こちらのホームでは食事は入居者の楽しみであることから強制的な禁止などはせずに声かけのみ行っているが、糖尿病などの健康管理のことを考えるとどう対応すべきか悩ましい。	対応に苦慮されながらも利用者の意向に最大限配慮されていることを支持する。事業所の安全配慮義務の観点から健康面でのリスクの説明と情報提供は丁寧に行うと良い。
	ご家族との約束で、タバコを朝と夕（日中活動から帰ってきた時）に3本ずつお渡ししている方がいる。ある日、日中活動事業所からご自身の都合で午前中に帰ってきた時に、夕方の方を欲しいと言われた。しかし、「管理者に確認しないと」と断ってしまった。ご家族との約束とは言え、ご本人の意思を無視してしまったのはどうなのか。	管理者に確認するという判断でよかったと思う。判断をするのが管理者と決めておかないと、管理者以外の人でもこの世話人なら何とかしてくれるとなってしまうのはよくないだろう。

カテゴリ	質問内容	助言
虐待の判断・身体的虐待	利用者に厳しい言葉で言い返すことは虐待になるのか。	日常生活で厳しく指導する場面はあるかもしれないが、利用者を怒らせるようわざと煽ったりすることは虐待にあたる。利用者が常に攻撃的になる、支援を拒否することが続くようであれば支援方法を担当者会議等で検討する必要があるのではないかな。
	妄想で、毎日毎日同じことを言う入居者がいる。そうなると、答える側もつい口調がきつくなってしまうことがある。	そういった方への対応では、毎回、初めて聞いたかのようなリアクションが必要。職員のきつい口調などの場面に気付いたときには注意をするなど、職場内で風通しをよくするよう心掛けていくのがよいだらう。
	怒鳴るなどの支援は虐待にあたるのは分かるが、咄嗟の大きな声の支援が虐待にあたるかどうかの判断が難しい。	虐待かどうかは周りの状況等を包括的にみて決めることであり、線引きが出来ないことが多いため回答が難しい。
虐待の判断・経済的虐待	金銭管理についてのもめ事が多く、携帯を何度も紛失してしまう利用者の方に、「次落としたら購入は一年後にしましょう」などと購入制限をこちらが提案してよいものか。	基本的には本人のお金の使い道は最終的に本人が決めるのが原則だが、浪費による将来的なリスクを丁寧に伝えていくことは自己決定支援として大切なことである。携帯紛失に関してはGPS機能なども本人同意のうえで活用するのも一つの方法である。
	物価高騰により試行錯誤して提供している食事について、「これで500円？」などとメニューや内容に入居者から不満の声があり、どこまで要望に答えるべきか、こちらから食費のレシートまで見せるべきなのか。	請求があれば必要に応じて個々に情報の開示を行う必要があるが、こちらから進んでレシートまで見せる必要はないと考える。気にされている入居者には1ヶ月の食費の内訳を普段からおおまかに説明しておくとより丁寧な対応であると思う。
	要求がはっきりしている人の希望をどこまで叶えるものか。お金の価値の理解不十分で金銭管理不能。ガンダムのプラモデルなど万単位の出費があり、母親の生活が大変。遠方から品物届けている。成年後見家庭裁判所から生活費の確認が来た。ベテラン看護師はうまく気がそらせるが、聞いてくれる新人に訴えるなど人を見ている。本人の希望を止めたら虐待？という議論が出た。	ゆくゆくは本人の不利益になること。どのくらいお小遣いとして使えるのか示していく必要がある。

カテゴリ	質問内容	助言
支援方法	若い入居者が多いため、本人が呼んで欲しい呼称(あだ名、くん、ちゃん、さん等)で呼んでいるが良いのか分からない。	職員としては「さん付け」で呼ぶことで利用者に敬意を払って接することが意識できるという面があったり、利用者にとっても「さん付け」で呼ばれることで社会性を意識できるようになるという面があると思います。
	虐待を意識するあまり、利用者に対してストレートに注意ができない。かといってオブラートに包むと悪いことだと認識してもらえない。	知的障害の方にはそもそも、理解が難しいところもある。注意するタイミングや職員が共通した接し方を意識してスモールステップで対応する。表情、声色などの工夫も必要。1度で上手くいくはずがない、くらの気持ちで接していただけたら、と思う。
	利用者様の中には高齢の方もおり、「高齢者だから敬え」などと職員に言ってきて、職員によって態度を変える利用者様があり、管理者の前と態度が違い、支援の仕方などに悩むことがある。	相談員などをしっかりと入れて、本人への聞き取りや対応のことなども相談するのも良い。ホーム内のケース会議で、共有するなど必要。
	パート職員が、利用者様に対し、休日にごろごろしていることをあまり良く思っていない人がおり、利用者様に対し「もー、ごろごろばっかして、掃除しなさい」などと言うが、家だし、ごろごろしてても良いのではないかと思うところもあり、どうして良いかわからない時がある。	利用者様の状況や生活の中で必要な助言なのかなど、ケース会議などをして支援者みんなで話しをすることをすすめた。
	ホーム内が狭いつくりで、トイレを開けっ放しで使用される方がいて、閉めることを嫌がるため、プライバシーの観点からどう対応すべきか悩ましい。	建物の構造上物理的に対応が難しいケースであり苦慮されていることと思う。状況に応じて、出来る限りプライバシーを守れるような工夫を継続、検討されると良い。
	生活の場なので、緊張感を与えない態度で接したいが、つかしこまった言葉遣いになり不愉快にさせていないか。また、必ずしも敬語でないが、問題ないか。	安心・リラックスできる環境の提供も重要。信頼関係の上で、距離感を保つ。不適切ではないかと課題意識を持ち続ける姿勢が感じられる。
	同法人生活介護事業利用の方5名の、生活の場になっている。朝夕の送迎時、情報共有をしている。また準備した食事メニューや日報を、LINEで職員(パート職員はなし)共有している。これでよいか。	ホーム利用者の細かい情報をLINE等で全体共有が出来ており、それによって利用者の心身の安定につながっている。良い共有になっていると思われるので継続していくと良い。

カテゴリ	質問内容	助言
運営方法等	<p>「他職種（看護師、介護士、支援員）や先輩に注意できない」という悩みが挙げられているので、他施設でどんな取り組みをされているかなどわかる範囲で教えていただきたい。マイナス面ではなく、いい取り組みのチェックしたらどうかという声もある。</p>	<p>虐待防止委員会で上げていく。限定した人（例えば施設長）のみ見られる匿名のアンケート（ポスト・意見箱）の活用など。</p>
	<p>インターネットを使って研修の資料を探したりしているが、小さい法人だと研修を行うのもなかなか大変である。</p>	<p>ほっとびあの研修や出前講座を活用してはどうか？内部研修も大切であるが、中の人と話をしてもらってもなかなか響かないところもあると思う。そのため、外部の研修などを活用することで、もう少し意識を高めることもできるかもしれないのではないかな。</p>
	<p>他の職員に対して上から目線での物言いをしてしまう職員がいる。その都度注意はしているがなかなか変わらない。</p>	<p>虐待防止チェックリストで「他の職員が不適切な支援を行っている場面を見たことがあるか？」などの項目を入れている事業所がある（匿名で回答）。三者からどう見られているかの注意喚起にもなる。</p>
	<p>職員個人の意見は夜勤明けなどの申し送りの際など普段のやりとりで把握するようにしており、現場もいろいろな意見を言ってくれるので助かっている。改まって個別面談する時間がなかなか確保できていない。</p>	<p>意見を言いやすい風通しの良い事業所の雰囲気をサポートする。大変かと思うが、是非個別の聞き取りの機会もあるとより良いと感じる。</p>

参考) 実施時の記録票

障害者虐待防止に係る事業所相談記録票

I. 基本情報

相談日 _____
実施者 _____
相談先事業所 _____
サービス種別 _____
対応者氏名 _____
対応者職名 _____
実施方法 訪問 ・ Zoom _____

II. 実施内容

1. 相談

(1) 職員からの相談

①相談者の職種 理事長・施設長・管理者・サピ管・職業指導員・就労支援員・生活支援員・地域移行支援員・就労定着支援員・看護職員・理学療法士・作業療法士・その他

	Q質問・意見、A回答・助言	要協議
Q1		
A1		
Q2		
A2		
Q3		
A3		

※要協議：自立支援協議会にて協議が必要と思われる内容

②相談者の職種 理事長・施設長・管理者・サピ管・職業指導員・就労支援員・生活支援員・地域移行支援員・就労定着支援員・看護職員・理学療法士・作業療法士・その他

	Q質問・意見、A回答・助言	要協議
Q1		
A1		
Q2		
A2		
Q3		
A3		

③相談者の職種 理事長・施設長・管理者・サピ管・職業指導員・就労支援員・生活支援員・地域移行支援員・就労定着支援員・看護職員・理学療法士・作業療法士・その他

	Q質問・意見、A回答・助言	要協議
Q1		
A1		
Q2		
A2		
Q3		
A3		

2. 実施者からの質問（参考） ※以下の質問は必須ありません。

○虐待防止について事業所全体で理解があると感じますか？

○虐待通報に繋がりがねない、虐待とわかってしまうかもしれないと感じることはありますか？

○障害者の接し方として、敬語など丁寧な言葉遣いで接していますか？

○イライラしてしまうことはありますか？ストレス解消方法等や事業所に求めたい方法はありませんか？

3. 事業所訪問についての質問

新型コロナウイルス終息後、事前連絡のない事業所訪問・見学の可否

可 ・ 否 ・ 条件あり（ ）

否定の場合の理由（ ）

Ⅲ. その他

1. 情報

(1) 次回の訪問に役立つ情報

(2) 備考